

県民意見整理台帳

(「神奈川県環境基本計画」の進捗状況に関する提出意見及び意見に対する県の考え方)

1 意見募集期間 令和2年2月6日(木曜日)～令和2年3月6日(金曜日)

2 意見募集の結果

(1) 意見提出件数 179件

(2) 意見内容の概要(意見分類)

区 分	件数
1 計画全般について	44
2 I 地球温暖化への対応	55
3 II 資源循環の推進	35
4 III 自然環境の保全	21
5 IV 生活環境の保全	6
6 V 人材の育成と協働・連携、技術力の活用	11
7 その他	24
合計	196

※1) 1件の意見に対し、意見分類が複数に分かれることがあるため、合計は意見提出件数と一致しません。

(3) 県の考え方の概要(対応区分)

区 分	件数
ア 既に取り組んでいます(取組予定のものも含む)	31
イ 計画の見直しの際に検討します	31
ウ 今後の取組の参考にします	49
エ 対応するのが困難です	11
オ その他	74
合計	196

※2) 1件の意見に対し、対応区分が複数に分かれることがあるため、合計は意見提出件数と一致しません。

令和2年6月

神奈川県環境農政局環境部環境計画課

【意見分類】

【対応区分】

1	計画全般について	ア	既に取り組んでいます（取組予定のものも含む）
2	I 地球温暖化への対応	イ	計画の見直しの際に検討します
3	II 資源循環の推進	ウ	今後の取組の参考にします
4	III 自然環境の保全	エ	対応するのが困難です
5	IV 生活環境の保全	オ	その他
6	V 人材の育成と協働・連携、技術力の活用		
7	その他		

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
1	1	気候変動対策、気候危機緊急宣言、RE100、SDGs などについても取り組み状況などを記載したほうがいい。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
2	1	昨年度の県民意見募集のNo.2への回答で、「環境基本計画の基本目標を達成することでSDGsにも寄与できる」とあったが、SDGsの特徴は、目標の設定が具体的で効果的である点だ。それでも寄与できるというなら、その根拠を具体的に説明できるように計画を策定すべきだろう。	オ	SDGsの理念と、「神奈川県環境基本計画」の基本目標は軌を一にするものであり、引き続き環境基本計画における取組を推進することで、SDGsの達成にも貢献してまいります。
3	1	環境関連問題の状況（2ページ）について、2019年9月15日に国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動が海や寒冷地をこれまでにない規模で脅かしているとする特別報告書を発表したものの、県の報告書では、IPCC報告書にある危機感をまったく感じることができない。	オ	気候変動の影響については、県としても重く受け止めており、2020年2月7日には「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。宣言を発信し、多様な主体と連携・協力して、今後さらなる取組の強化・充実を図ってまいります。
4	1	すべての目標について次年度までの数値目標又は具体的な行動計画を表記すること。改善実績については、根拠となる数値・資料を示すこと。	ア	重点施策における数値目標については、毎年度の目標及び取組の方向性を示し、取組を進めています。
5	1	数値目標の設定の仕方が不適切だと思う。毎年のアプローチが異なるなら1年ごとに数値目標を設けるのも分かるが、単に5年間同じことを続けるだけなら、目標の数値は5年後のものだけでよい。	オ	数値目標の進捗状況については、毎年度実績を把握し評価をしています。その中で進捗に遅れが見られる数値目標については、原因の分析を行った上で、目標達成に向けた取組をより一層推進しています。
6	1	環境指標は、計画で目指したものがどれだけ実現できたかを測る意味合いがあるので、指標による検証も行うべきだ。「県内のエネルギー消費量」や「県内の年間電力消費量」は、前年度より結果が悪く、この種の数値は順調に改善が進まない限り、取組の仕方や方向性に間違いがあると言える。マイエコ10宣言の宣言者数などは、十分に目標を達成しているが、これは設定した目標を上げるうえで役に立っていないということだ。また、ISOの指標がここまで下がっているなら、環境技術分野で成果を上げられなかったと判断される。今回の見直しにあたっては、指標と目標、取組を絡めてきちんとした検証をしてほしい。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
7	1	この計画では、指標をもって目標達成の効果を測ることとしているのだが、目標との関連性が明確でない。何を測っているのかよくわからない指標もある。計画見直しに当たっては、まず目標と指標を設定した段階で県民意見募集を実施し、意見と県の考え方を整理した上で、環境審議会で内容を検討すべきだと思う。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
8	1	行政計画は、目的を達成するために行動目標を掲げて、その達成度を確認していくという設計であるべきで、神奈川県環境基本計画もこの型にあっている。特に、目的の達成度を計測するために環境指標という客観的基準を設けるといふ制度はなかなかよくできているが、この指標の選定で思い切り外してしまっている。地球温暖化対策、資源循環推進、生活環境の保全については、まず妥当だが、自然環境分野では、特別税をつぎ込んでまで改善に取り組んでいるはずの水環境保全施策を測る指標がない。また、人材育成と共同連携、技術力の活用といった分野で取り上げられている指標のどれを使っても達成度の測りようがない。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
9	1	この計画は、取組結果の進捗状況点検を目標で測り、目標設定の適正さを指標で測るという仕組みができていて、その点ではよく作られている。 ただ、自然環境の分野では、この仕組みが成立していない。指標に採用されている、丹沢山地における林床植生の状況やアライグマの捕獲効率などは、本来、目標として設定すべきものだろう。 また、野生生物による農作物被害額も同様で、これらがどうなれば、10年後の目指す姿が実現されたことになるのか分からない。 計画全体により仕組みが生かされるよう、目標や指標をもう少し合理的に整理してほしい。	オ	県では、人と野生鳥獣のすみ分けを目指し、野生鳥獣による生態系への影響や農林業被害などの軽減を図るため、各地域の状況に応じた鳥獣被害対策への支援及び人材の確保・育成に取り組んでいます。 環境指標の「丹沢山地における林床植生の状況」は、シカの採食による林床植生への影響が低下すると、森林内の地面が植物に覆われている割合（林床植生被率）が上昇するなど林床植生の状況に変化が生じると考えられるため、指標として設定しています。 「アライグマの捕獲効率」は、生態系への影響や農林業被害・生活被害が大きい外来生物であるアライグマについて、根絶に向かって生息密度を低下させると捕獲効率（延べわな設置数当たりの捕獲数）が低下していくと考えられることから、指標として設定しています。 「野生動物による農作物被害額」は、野生鳥獣と人がすみ分けることができれば農作物被害額が減少していくと考えられることから、指標として設定しています。
10	1	水道水使用量は、環境指標として適切ではない。 水道使用量は減らすほうがよいという考えだとしたら、ペットボトルを洗って出すように求めるのやめた方がよい。 また、老朽化した水道管の更新のためには、水道料収入が上がる必要があるので、水道をもっと使うべきという考えもあると思う。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます
11	1	計画の見直しに当たっては、マイエコ10宣言の宣言者数と整備された水源林面積を、重点目標にするのをやめてほしい。 指標で効果が図れないものを重点目標にするのは、効果が検証できない。 きちんと検証できる指標を新たに設けるのならばともかく、それができないなら目標を改めるべきだ。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
12	1	ホームページに掲載されている重点施策の進捗状況一覧の数値は、定期的に更新すべきである。	ア	重点施策の進捗状況については、当該年度の実績が確定した後、改めて評価を見直し、その結果をホームページにて公開しています。
13	1	計画で使用している環境指標は、データを定期的に更新しているそうだが、何ヶ月おきなのか。不定期更新なのか。	オ	環境指標については、それぞれの実績が出た段階で県ホームページを更新し、最新の数値データを公表しています。
14	1	環境審議会による評価（総括）（6ページ）について、進捗に遅れが見られるのは、地球温暖化と資源循環の分野で、「これらは施策上の重要な課題である上に、昨年度の報告書においても遅れが見られた分野であることから、環境審議会としても進捗を特に注視していく必要があると考えています」と認識をしていることを評価する。重要なことは、この認識の上に立って何をするかである。かつては、環境先進県を自負していた神奈川県だが、今では遅れている日本の取組を神奈川県がリードしていくという意気込みが感じられないのが残念だ。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
15	1	環境基本計画策定の際は、県民意見募集を1回しか実施していないが、来年度の見直しの際は、見直し案を作った時点で一度県民意見募集を行い、その結果を踏まえて、案を修正したらいかかか。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
16	1	進捗状況点検は、目標に対する達成状況を年度ごとに確認して、問題がある場合は対応をとることに意味があり、目標設定や水準に問題がある場合は、計画を見直さない限り、改めることができない。 実際には、目標に届いていない場合は、取組方法を改めているわけではなく、前年度までと同じ取組を続けているので、毎年、報告して点検する作業自体、無駄なように思う。 データ収集は毎年定期的に行っていく必要があると思うが、点検や意見募集は、見直しを行うのに合わせて5年に1回程度でよい。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
17	1	職員が3年から4年で異動するのであれば、計画の10年という期間は長すぎると思う。 計画を作った人がその計画が完了するまでを見届けられる程度の期間にしないと、モチベーションも維持しにくいし、責任感も根付かない。計画期間も見直した方がよいと思う。	オ	「神奈川県環境基本計画」は、長期的な目標や施策の方向性等を定める計画であることから計画期間を10年としています。なお、計画における具体的な施策については、5年間で見直しをすることとしています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
18	1	この計画は、期間が半端である。地球温暖化対策やブラゴみ対策の目標年次は数十年先なのに環境基本計画は10年間の計画である。政策の基本方針に関わる知事の任期は4年だが、計画の見直しをするのは5年単位である。 そもそも目指すべき状況が、たかだか10年単位で変化が捉えられるものになっているのかも怪しい。目標の達成状況を測る指標が、吟味されているとは思えない。 期間と目標そして目標の成果を測る指標、これらの関係をきちんと整理した方がよいと思う。	オ	「神奈川県環境基本計画」は、長期的な目標や施策の方向性等を定める計画であることから計画期間を10年としています。なお、計画における具体的な施策については、5年間で見直しをすることとしています。
19	1	環境基本計画は計画期間が10年もあるのに、進捗状況の点検報告を毎年する必要があるのか。 取組の内容が大きく変わる訳でもなく、実績数値の変動幅に取組結果が直結する訳でもないのに、毎年進捗状況を点検するのは無駄だと思う。 計画5年目に中間に見直し期間が設けられているので、点検報告はその際にすれば十分である。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
20	1	現在の環境基本計画の進行管理は、仕組みも運用もまともに機能していないのではないだろうか。 まず、仕組みだが、以前の環境基本計画では、進捗状況点検報告書を公表してから、県民意見を募集し、その後、専門部会の検討を経て審議会の審議をするという形で、報告と県民意見を踏まえて委員が進捗状況を審議するという形で、報告を確定して一応県民意見も反映される形の点検ができるという形で点検の形になっていたと思う。一方、現在は環境審議会で審議を終えた後に報告書を作成して、県民の意見を募集するという形で、報告書を審議会が点検するという形になっていないし、県民の意見などはまったくないがしろにされている。 次に、運用面では、報告が遅すぎる。以前の計画では報告書は翌年度の5月か6月には公表されていたのに、現在は、報告書の公表はそれより半年以上後だ。 実際にこれほどの手間がかかるというなら、1年ごとに進捗状況を点検するという仕組みがおかしいだろう。今回、計画の一部見直しに着手するようだが、こうした点は改めた方がよいと思う。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
21	1	環境審議会による評価の最後に「県民からのご意見を踏まえ」とあるが、県の回答は極めて不十分である。昨年の回答では、県民意見にまともに答えていない事例が多い。 審議会も県民からの意見を踏まえているか回答を評価し、県を指導すべきである。	オ	県民の皆様からの御意見については、計画の見直しを検討する際に、参考にさせていただきます。
22	1	この報告書では、環境審議会による検証で、具体的な提言がされている。前年度の提言に対してどういう取組を行ったのかをしっかりと示すべきだ。	オ	環境審議会における意見のうち、施策の取組内容及び県の自己評価に関するものは、施策の取組に反映するほか、翌年度の点検報告書の作成にできる限り反映しています。
23	1	昨年度の報告書で環境審議会の検証に書かれている意見に対して、どのような取組をしたのか。 意見が出されたのなら、それに対してどのような対策を講じたかということを報告しなければ、毎年点検をする意味がないだろう。 前年度に受けた提言に対してどのような対応をとったのか(あるいはとらなかった場合はその理由)をきちんと報告書に記載すべきだ。	オ	環境審議会における意見のうち、施策の取組内容及び県の自己評価に関するものは、施策の取組に反映するほか、翌年度の点検報告書の作成にできる限り反映しています。
24	1	以前の環境基本計画の意見募集で「ESG投資など時代にあった指標をなぜ採用しないのか」と意見したところ、「今後は経済的な側面からの施策展開も視野に入れて検討していく」と回答があったが、見直しにはどのような施策や観測指標を検討しているのか、教えてほしい。	オ	計画の見直しについては、SDGsの考え方を取り入れながら行う必要があるため、経済的側面からの施策展開も視野に入れて検討してまいります。
25	1	以前は、環境基本計画の進捗状況報告書を作成するたびに説明会を開き、報告書の公表時期も今と比べて随分早かったように記憶している。 最近、年度末にバタバタと報告するだけで、そもそも審議会に報告して議論しているのに、県民には資料を公表しないのは、県民軽視も甚だしい。 いっそのこと、県民意見募集などしなければよいのに、「とりあえずやっておけばよい。」という印象を受ける。 形骸化した意見募集をして、そこで上がった意見をどう計画づくりに反映させるのか、具体的に教えてほしい。	オ	県民の皆様からの御意見については、計画の見直しを検討する際に、参考にさせていただきます。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
26	1	報告書の公表、県民意見募集の時期が遅すぎる。審議会からの意見を受けている段階で県民にも資料の原案を公表し、意見募集をすべきだ。現状のやりかたでは、報告に寄せられた意見を次年度の計画に反映させることはできない。 以前の計画では、5月から7月頃報告が行われていたのだし、計画を見直すなら、この点を改めてほしい。	オ	県民の皆様からの御意見については、計画の見直しを検討する際などに、参考にさせていただきます。
27	1	この報告書の公表にあたって、説明会の開催を求める県民意見に対し、「現在の方法が効果的かつ効率的な方法を実現するために現在の手法を採用している」と回答している(昨年度の県民意見募集のNo.7への回答)が、現在の手段が効果的かつ効率的であるというのは、どのような根拠に基づくのか。数値的根拠をもって説明してほしい。	オ	報告書は、ホームページに掲載するほか、県民意見募集期間中は、県のたよりへの掲載や各地域県政情報コーナー等に配架するなど、多くの県民の皆様にご覧いただけるようにしています。
28	1	昨年度の県民意見募集への回答で「担当部局へ情報提供した」という回答があるが、意見募集をしておいて、こういう横着で怠慢な回答をするのはいただけない。 環境基本条例では、環境に影響を及ぼす全ての施策の策定と実施にあたって、環境基本計画との整合を果たさなければならないとされているのだから、環境に影響を及ぼすと考えられるいくつかの意見について、単なる情報提供ではなく、担当部局の回答や、それらの考えを踏まえて環境基本計画に整合するよう調整した結果を回答すべきである。	オ	県民の皆様からの御意見のうち、「神奈川県環境基本計画」の範囲内では対応が難しいと判断した場合には、関連事業を所管する所属に、意見内容を情報提供しています。 また、同計画の推進に当たって必要な場合は、御意見について、計画の見直しを検討する際などに参考にさせていただきます。
29	1	県では意見募集はするが、県民に公表する資料では木で鼻を括るような回答をした挙句、審議会ではその資料を加工して出しているようだ。しかも、審議会に示している資料を、意見を出した県民に見せないというのは、おかしい。 環境審議委員も県の事務局からの資料だけで審議するのではなく、意見募集結果は目を通してから審議に臨むべきだろう。	ア	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。
30	1	環境審議会の部会の議事録を読んだが、県民意見募集で206件もあった意見のうち、部会の参考資料としては、そのうち6件しか出していないようだ。 委員に事前に送ってあるようだが、その内容も取りまとめたものなのだろう。公表している資料をそのまま送ればよく、それをしないのは県に都合の悪い意見や、それに対する県の回答を見せないようにしているとしか思えない。	ア	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。
31	1	この意見募集で提出された意見を、県では意見を出した県民に分からない形で資料を作り直して、環境審議会に出していたそうだが、意見募集をしておいて、そういうことをするのは県民に失礼だとは思わないのか。 提案された意見は加工せず、そのまま審議会に出すべきだ。	ア	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。
32	1	200件を超す意見が寄せられながら、審議会の作業部会に出された意見は6件だけとは、どういうことか。 事務局は恣意的に選んではいないとし、しかもその選んだ意見の内容が県民には分からないようにしている。	オ	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。
33	1	審議会の専門部会では、200件以上の県民意見のうち6件しか扱わなかったそうで、その資料が公開されていないのは、よくないと思う。 既に公開されている資料を部会でもそのまま使っているのならば問題ないが、それを加工したり抽出したりしたものに基づいて議論をしているのなら、議論の元となった資料を公開すべきだ。	オ	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。
34	1	昨年の環境審議会では、県民から提出された200件を超える意見を、県では6件に集約したそうだが、せめて集約した意見も報告書に載せてはどうか。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
35	1	このような形だけの県民意見募集はやらないほうがいい。それなりに筋が通っていて頷ける意見もあるが、それに対する回答や対応が不誠実すぎる。また、環境基本計画部会の資料としては、210件あった意見のうち6件しか取り上げなかったということは、所詮、その程度のものとしか考えていないということだ。真面目に意見を出した県民が気の毒であり、行政が体裁を取り繕うためだけの意見募集はやめた方がよい。	オ	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
36	1	<p>神奈川県事務局長は、県民の意見やそれに対する県の考え方を加工して、審議会委員に提供しているようだが、これはよくない。意見募集結果が取りまとまった時点で、公表した資料をそのまま送った方がよいだろう。なまじ取りまとめなどを行うと、都合の悪い意見を排除しているという疑念を持たれる可能性が高く、現に私はそう思っている。</p> <p>また、取りまとめや抽出をしておいて、その資料を公表していないのが更に悪い。意見を抽出したり、公表した資料に手を加えたものを使うなら、それを公表しないのは、県民との信頼関係を損なうものであるため、しっかり心していただきたい。</p>	オ	県民意見募集の結果については、公表の際に審議会委員に情報提供しています。
37	1	<p>環境基本条例にあるように、県の施策は環境に配慮したものでなくてはならず、環境にまったく影響ない分野（そのようなものは殆どない）を除いて、環境に対し、どのような配慮がなされているかを、環境基本計画を所管する部局として回答すべきなのに、それを避けている。県と県民の間に、意見募集に関する認識のズレがあると思う。県民側からすると、計画や施策に意見が反映されることを期待するが、県側からは、多様な意見にいちいち対応しては、政策の一環性も検証データの安定的な取得もできないから、木で鼻を括るような回答になる。するとその回答に県民の方も過剰に反応するという悪循環が発生している。</p> <p>解決策として、県民意見募集を毎年やるのをやめることを提案する。それが無理なら、県の考え方をその都度載せるのをやめてはどうか。</p> <p>環境基本計画というのは、ある意味無期限の問題に取り組むもので、今後何回も見直しが行われるはずで、計画への意見は蓄積して分析し、次の見直しの際に方向性を決定する上での参考資料として活用するべきである。</p> <p>現状では、意見を寄せられた都度、見直しもできない状況で、それに回答しようとするから無理が生じている。意見募集の目的と意味をよく考えて有意義に活用できるよう、制度設計の見直しを提案する。</p>	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
38	1	<p>昨年までの意見募集への回答で、「計画見直しの際に参考にする」というものがあったが、その結果を反映した素案は、いつごろに見られるのか。2020年度には検討を始めるのだろうか、その前にたたき台を作るのか。</p> <p>県民からすると、検討するとか、参考にするといった回答のあった意見が、どのように反映されたのか確認したいので、検討スケジュールなどを教えてほしい。</p>	オ	「神奈川県環境基本計画」の見直しについては、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、業務スケジュールの変更を検討中です。
39	1	<p>昨年の意見募集への回答に「本意見募集は環境基本計画の進捗状況に対するものになりますので、計画の見直しにかかるご意見については、その際に検討してまいります。」とあるが、そもそも進捗状況の点検結果を毎年公表して意見募集をするのは、計画の見直しを見据えているからであって、この2つを切り離すのは不合理であろう。</p> <p>検討は、改定の時期にならなければならないものではなく、意見のあったその時点からできるはずで、こうした意見に対し、回答なり計画のたたき台なりで、県の考え方を示し、そのたたき台等に対して環境審議会や県民意見募集を行うという作業を毎年行ってこそ、このように毎年の進捗状況の点検を行う意味があるのではないかと。</p> <p>逆に、計画の改定期期になってから検討を始めるというなら、進捗状況の点検や意見募集はその時に行えばよい。</p> <p>現行計画は計画期間の長さに対し、進捗状況の間隔が短すぎる。計画を見直すなら、こうした点を含めて改めた方がよい。</p>	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
40	1	<p>昨年の意見募集（No.18ほか）への回答によると、この意見募集は環境基本計画進捗状況に対するもので、計画の見直しに係る意見については、その際に検討することだが、進捗状況点検中は、県は見直し内容を検討していないということか。</p> <p>点検に寄せられた意見に対しては、計画の見直しをしなければならないものと、見直しをしなくても対応がとれるものに分かれるのだろうが、計画の見直しが必要なものについては、提案があった時点で実施機関が計画の問題点を把握し、対応策の検討をしておくべきだ。</p>	ア	計画の見直しを行う年度以前においても、毎年度の施策の推進に当たって御意見を反映できるかどうかの検討をしています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
41	1	<p>「昨年の意見募集で、208件の意見に対し、半分以上の意見が「その他」と分類されているが、この分類は不適切ではないか。</p> <p>質問に対し、「すでに実施している」「計画の見直しの際に検討する」「今後の参考にする」「対応するのが困難」と他に4つも選択肢があり、そちらに分類すべき批判的意見の多くが、この「その他」に分類されているように見える。</p> <p>計画への賛辞や純粋な質問なら「その他」に分類するべきであろうが、批判的な意見は他の5つのいずれかに分類しないのは、意見を出した側に不誠実だろう。</p>	オ	意見の対応区分「オ その他」は、他の4つの分類には当てはまらないと判断した場合としています。
42	1	<p>意見募集に対する県の考え方で「御意見については、〇〇〇に関する施策を所管している都市計画課に情報提供しました」という記載があるが、県の環境基本条例では「施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮するように努めなければならない。」とあるのだから、提案された内容について、どういう配慮に努めているかを説明すべきだろう。</p> <p>担当部局へ取り次いだだけで済ませられるのは、提案の内容が環境に影響を及ぼすものではないと、条例所管部局として判断したものだけにすべきで、そのように判断した事実も含めて「御意見については環境への影響はありませんので、〇〇〇に関する施策を所管している都市計画課に情報提供しました」と記載してほしい。</p>	オ	県民の皆様からの御意見のうち、「神奈川県環境基本計画」の範囲内では対応が難しいと判断した場合には、関連事業を所管する所属に、意見内容を情報提供しています。
43	1	<p>計画5年目の見直しの際にも説明会を行う予定なのか。もし行うならば、夜間開催や休日の開催にしてほしい。</p> <p>説明会は県民から直接意見を聞く折角の機会なので、開催の時期や方法も、工夫をしたほうがいい。</p>	オ	見直しに当たっては、ホームページに掲載するなど、多くの県民の皆様に関覧いただける方法を中心に行う予定です。
44	1	<p>計画の見直しについて説明会などを開催するつもりはないようであること、県民意見に対する県の考え方などを見ても感じるのだが、県は説明をするのが嫌なのではないか。県民の意見を真摯に聞くつもりもなく、自分たちの取組について説明するつもりもない。</p> <p>体裁を取り繕うためだけの意見募集はやめたほうがいい。</p>	オ	報告書は、ホームページに掲載するなど、多くの県民の皆様に関覧いただけるようにしており、いただいた御意見についても毎年の施策展開及び計画見直しに当たっての参考としています。
45	2	<p>コラムで神奈川県気候変動適応センターを紹介して、「県は全国の中でも先進的な取組を進めています。」とか書いているが、単にそういう部署を作っただけで、「先進的」とは言えないのではないか。</p> <p>そもそも気候変動への適応は先進的である必要はなく、これまでの取組を継続的にかつ柔軟に続けていくことの方がむしろ重要だ。</p>	オ	<p>県では、2016年10月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、計画の中に適応策を盛り込み、取り組んできたところです。</p> <p>今後は、これまでの取組を継続するとともに、より地域に即した適応策を進められるように、新たに設置した神奈川県気候変動適応センターにおいて、気候変動の影響及び適応に関する情報を収集・整理し、県民や事業者の皆様に向けた普及啓発などの取組を実施してまいります。</p>
46	2	SDGsに対応させて、2050年に脱炭素社会の実現をめざすというだけでなく、2030年までの目標を数値も含めて掲げること。	ア	地球温暖化対策に関する個別計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガスの削減目標（2013年度比で27%削減）を定めています。
47	2	地球温暖化・気候変動に対応するため、特にCO2の排出規制と自然エネルギーへの転換について、具体的な行動計画と数値目標を設定すること。	イ	<p>地球温暖化対策に関する個別計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」では、業務部門、家庭部門といった部門別の削減対策や、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進の取組などについて、特に力を入れて取り組む施策である「重点施策」の進捗状況を確認するため数値目標を設定しています。</p> <p>なお、CO2の排出抑制に関する御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。</p>
48	2	<p>環境基本計画において設定されている数値目標を達成することで、温暖化防止が進むと思えないし、そもそも取組そのものが温暖化を本気で防止するためのものとなっていない。</p> <p>利用するエネルギー源を太陽光や水素などのクリーンエネルギーに限定するための条例等を施行すべきだ。</p>	ア	<p>地球温暖化対策に関する個別計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」では、業務部門、家庭部門といった部門別の削減対策や、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進の取組などについて、特に力を入れて取り組む施策である「重点施策」の進捗状況を確認するため数値目標を設定しています。</p> <p>また、「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入加速化や、水素など安定した分散型エネルギー源の導入拡大に取り組んでいます。</p>
49	2	10年後のめざす姿について、温室効果ガス排出量の削減は10年後又は2030年の数値目標になっているのか。	ア	地球温暖化対策に関する個別計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガスの削減目標（2013年度比で27%削減）を定めています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
50	2	2016年度の二酸化炭素排出量が増加しているのは、エネルギー転換部門の増加により、統計資料に変更があったためとされているが、実質的な増減はどうか。以前と同じ基準での数字を併記しておかないと評価できないと思う。	エ	県の温室効果ガス排出量推計は、「総合エネルギー統計」や「電力調査統計」などを用いて行っています。2016年度4月の「電気事業法」の改正を受け、これらの統計資料において計上方法の変更や報告対象事業所数の増加などの見直しが行われたため、統計資料変更前後の比較による実質的な増減の把握をすることができません。 今後も諸情勢の変化により統計資料の変更等が生じる場合もありますが、温室効果ガス排出量推計の精度向上に努めてまいります。
51	2	温室効果ガスの排出量、年間電力消費量、県内のエネルギー消費量のいずれもの指標が前年度より悪化している。県では炭素税の導入や条例による罰則の強化などを採用せず、企業による自主的な取組が重要と主張してきたが、その効果が認められなくなったということは、取組方法が間違っていたということだ。法令による規制の効果は明白であり、指標が悪化した以上、効果的な対策を講じてほしい。	オ	二酸化炭素の排出量取引制度の導入等については、国が検討を続けていますので、県としては国の動向を注視してまいります。
52	2	「県内のエネルギー消費量」は、2015年度までは順調に減っているが、2017年度は増加している。これまでは、計画の目標が達成できていなくても、消費量は順調に減っているのだから、取組の方向性は正しいと言えるのではないかと考えていたが、指標まで悪化した以上、取組の方向性が誤っているのか、取組が目標に達していないことが原因なのかは、分析が必要だと思う。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
53	2	地球温暖化の分野に自治体の取組が影響を与えることはあり得ないと思う。これは見方を変えれば、現在の計画上の取組をやめても、地球温暖化の推移が悪化することはないともいえる。政策資源を無駄遣いしないよう取組を中止した方が賢明だろう。	エ	「地球温暖化対策推進法第4条」では、地方公共団体の責務として、その区域での自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出の抑制等のための施策を推進することとされています。 また、国の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に地域から貢献していくという観点からも、引き続き取組を実施してまいります。
54	2	地球温暖化対策に係る県民意見への回答として、県は、企業の自主的な取組が重要だと繰り返し主張している。しかし、その主張に基づき実施されている地球温暖化対策の重点施策については、目標の達成率が低空飛行で、環境指標の方に目を転じて、エネルギーの総使用量も増えている。効果が出ない取組を重要だと主張して、無駄に税金を使われるのは納税者として迷惑だ。今度の計画の見直しでは、方針そのものの転換を要求する。	ウ	県では、温室効果ガス削減に向けた取組が十分でない事業者に対して、計画書作成段階での個別ヒアリングや現地訪問による詳細な現状分析・指導・助言などを実施し、目標の達成に向けて支援しています。 なお、計画の見直しの際には、県を取り巻く状況や、国、地方公共団体、事業者など各主体の役割を踏まえて、施策等の検討を行ってまいります。
55	2	日本の企業が外国で油田やシェールガスの採掘などに投資し、国では石炭火力発電の輸出などもまだ目論んでいる。こうしたことを規制しないから、国内で二酸化炭素排出量が減っても世界の気温上昇が止まらないのだと思う。神奈川県では企業活動で排出される二酸化炭素排出量を減らすよう働きかけているようだが、国内施設だけ見るのでは不十分だと思う。海外への投資も含めて、企業活動を審査する制度が必要だと思う。	ウ	計画の見直しの際には、県を取り巻く状況や、国、地方公共団体、事業者など各主体の役割を踏まえて、施策等の検討を行ってまいります。
56	2	事業活動で使うエネルギーを100%再生エネルギーでまかなうことを目指す「RE100」では、2050年度までに、この目標を達成することを目指しているが、神奈川県が導入を進めているガスコージェネレーションは、この動きに明確に反している。ガスは再生可能エネルギーではないからである。「RE100」はSDGsに合致しているので、ガスコージェネレーションの導入推進は、SDGsの方向性とも矛盾する。	エ	ガスコージェネレーションは、発電に加えて排熱を有効活用することから、エネルギー効率が高く、省エネとCO ₂ 削減に貢献できるため、SDGsの推進に資するものと考えています。
57	2	化石燃料を利用するガスコージェネレーションを、発電出力が安定していることを理由に推進する方針だそうだが、これは太陽光発電の出力の不安定さを認めることになるのではないかと。県では、SDGsの推進を掲げているので、目指すべきは再生可能エネルギーの導入促進であり、ガスコージェネレーションのような半端なものからは手を引くべきだ。	エ	「かながわスマートエネルギー計画」で目指している分散型エネルギーシステムの構築に向けては、再生可能エネルギーに加えて、ガスコージェネレーションなどの安定した分散型エネルギー源の導入拡大が必要と考えています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
58	2	<p>これまで削減傾向だった県内のエネルギー使用量が増えている。</p> <p>神奈川県ではガスコージェネレーションとか、電気自動車とかの導入に熱心で、それらの導入が進んでいるにも関わらず、エネルギーの総使用量が増えているなら、その削減効果に疑義が生じる。</p> <p>ガスコージェネレーションや電気自動車を普及させる目的は化石燃料の削減なので、化石燃料による発電量がどれだけ減らせているかをきちんと検証すべきではないか。</p>	ウ	<p>ガスコージェネレーションは、発電に加えて排熱を有効活用することから、エネルギー効率が高く、省エネとCO₂削減に貢献できるため、導入の促進を図っています。</p> <p>また、電気自動車は、分散型エネルギー源としての導入促進を図っていますが、再生可能エネルギー導入量が少ない現状では、電気自動車を普及させるだけでは化石燃料による発電量削減の効果は薄いと考えられ、再生可能エネルギーの普及と併せて推進しています。</p> <p>御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
59	2	<p>石炭火力を止め、再生可能エネルギーで代替する方向を示すこと。</p>	オ	<p>国は、エネルギーの安定供給等の面から、当面の間は一定程度化石燃料を活用することとしており、県としても、安定した電力確保のため、当面の間一定程度の活用はやむを得ないと考えています。</p> <p>一方で、国は、再生可能エネルギーの主力電源化なども掲げており、本県でも、2050年脱炭素社会の実現を目指していますので、再生可能エネルギーの導入促進などに引き続き取り組んでまいります。</p>
60	2	<p>スマートエネルギー計画では、原発への依存度をできる限り低減させることとしているという。依存度を低減させることを目標としている以上、柏崎刈羽原発の再稼働に反対ということでのよいのか。</p> <p>また、もし東電が原発を再稼働させたら、それに対し、どのような対応をすることを想定しているのか。</p>	オ	<p>県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、原子力発電等の集中型電源から、太陽光発電等の分散型電源への転換を図るため、引き続き再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んでまいります。</p>
61	2	<p>横須賀に大規模石炭火力発電所建設が計画されているが、石炭火力発電所は化石燃料の中で最も多くCO₂を排出し、気候変動の最大の要因の一つとなっている。世界各国では石炭火力発電から脱却する動きが広がっているが、日本はそれに逆行して現在でも多数の建設計画が進行している。しかもこの計画は、環境アセスメントを事業者が不当に簡略化したにもかかわらず、経産大臣がそれを認め、手続きを完了させた。時代に逆行する石炭火力発電は神奈川県にふさわしくない。</p>	オ	<p>横須賀の石炭火力発電所については、「環境影響評価法」に基づき、2018年8月8日付けで、事業者が責任を自覚し、石炭を選択した理由について、地域住民等の理解を得られるよう真摯に説明すること、天然ガスとの比較を適切に行い、その結果に応じた環境保全措置を的確に示すことを、知事意見として経済産業大臣に提出しました。</p> <p>環境アセスメント手続は終了していますが、今後は事業者の責任において、環境への影響に配慮しながら事業が進められるものと考えています。</p>
62	2	<p>第一に、横須賀でJERAにより計画されている石炭火力発電所を中止させてほしい。</p> <p>第二に、県(および市町村)自治体の電力調達について、再エネ比率の高い新電力に変えてほしい。</p>	オ	<p>横須賀の石炭火力発電所については、「環境影響評価法」に基づき、2018年8月8日付けで、事業者が責任を自覚し、石炭を選択した理由について、地域住民等の理解を得られるよう真摯に説明すること、天然ガスとの比較を適切に行い、その結果に応じた環境保全措置を的確に示すこと、を知事意見として経済産業大臣に提出しました。そのため、建設を中止するか否かは国において判断すべきものと考えています。</p> <p>また、県では、県有施設における使用電力の再生可能エネルギー100%化を目指した取組を行っています。</p>
63	2,3	<p>地球温暖化対策や廃棄物対策について企業への規制を求める意見をしても、「企業の自主性を促すことが重要だと考える」といった主張を続けてきたが、「遅れている」と評価されているように、実績が上がっていない。</p> <p>行政機関にとって唯一の武器といってよい規制の強化に取り組むべきだ。</p>	ウ	<p>温室効果ガスの削減に向けて、事業者はその事業活動の特性に応じた自主的な取組を継続していただくことは重要であると考えていますが、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、削減目標を達成できなかった事業者に対する重点的な指導等を通じて、事業者による自主的な取組をさらに促進してまいります。</p>
64	2	<p>事業者による自主的な二酸化炭素削減目標は、各事業者が設定しているのだろうが、目標自体は適切か。達成率が低下しているが、生産量や事業活動拡大で削減目標が達成できないような目標の立て方に問題があるように思う。事業者の本気度が見られない。</p>	ア	<p>削減目標は、これまでの取組、今後の事業活動の見直し、実施予定の削減対策の効果等を総合的に勘案した上で、事業者が自主的に設定することとしていますが、当初の見込み以上に事業活動が拡大し、削減目標を達成できなかった事業者が一定数ありました。</p> <p>今後は、削減目標を達成できなかった事業者に対して、計画書作成段階での個別ヒアリングや、現地調査による指導・助言等を実施してまいります。</p>
65	2	<p>大規模排出事業者の目標達成割合が基準値より下回り遅れているが、原因が十分に分析されていない。</p> <p>事業者側にも原因があるが、事業活動温暖化対策計画書制度が事業者による自主的な取組に依存し、県としての有効な指導・助言が不十分であったことも原因ではないのか。</p>	ア	<p>削減目標は、これまでの取組、今後の事業活動の見直し、実施予定の削減対策の効果等を総合的に勘案した上で、事業者が自主的に設定することとしていますが、当初の見込み以上に事業活動が拡大し、削減目標を達成できなかった事業者が一定数ありました。</p> <p>今後は、削減目標を達成できなかった事業者に対して、計画書作成段階での個別ヒアリングや、現地調査による指導・助言等を実施してまいります。</p>

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
66	2	CO2排出量目標を達成した事業者の割合や分散型電源による発電量の割合だけでなく、CASBEEの星5つ以上の事業者、ZEHの導入件数、代替フロン排出量など、いずれも全然目標を達成できる見込みがない。何より温室効果ガス発生量の削減が全然目標に及んでいないのが悲惨だ。 県民意見募集でも、もっと規制を強化すべきだという意見が出ているのに対し、県は、企業の自主的な取組が重要だと主張しているが、この成績では県の考え方自体が誤っているのだと思う。	ウ	温室効果ガスの削減に向けて、事業者によるその事業活動の特性に応じた自主的な取組を継続していただくことは重要であると考えています。 なお、計画の見直しの際には、県を取り巻く状況を踏まえて、施策などの検討を行ってまいります。
67	2	これまで行ってきた現地調査等による必要な指導及び助言について、文書による指導・助言・勧告の具体例を教えてください。そのうえで目標達成できなかった事業者への重点的な指導とは具体的にはどういったことなのか、今までの指導等との違いを説明してほしい。 また、指導や勧告に従わなかった場合は、公表の対象になるのか。	オ	県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例第17条第1項」に基づき、特定大規模事業者の工場等への現地調査を毎年度実施しており、必要に応じて、事業活動温暖化対策指針に基づく対策の推進等について指導及び助言を行っています。また、目標を達成できなかった事業者の調査頻度を高めるなど、重点的な指導及び助言を実施しています。 なお、同条例では第17条第1項に基づく指導及び助言に従わない場合の勧告又は公表の規定はありません。
68	2	事業者が県の指導及び助言に従う義務がない現状では、これ以上の効果は望めない。十分な削減目標を設定できない事業者、目標を達成できない事業者に対しては、権限のある立ち入り検査等で指導助言に実効性をもたせるような規制的手法の導入が求められている。 いつも「自主的な取組」を繰り返し主張しているが、規制を強化できない理由を説明してほしい。	ウ	温室効果ガスの削減に向けて、事業者によるその事業活動の特性に応じた自主的な取組を継続していただくことは重要であると考えていますが、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、削減目標を達成できなかった事業者に対する重点的な指導等を通じて、事業者による自主的な取組をさらに促進してまいります。
69	2	目標達成できなかった事業者への重点的な指導とあるが、今までの指導とどう違うのか。指導に従わない事業者に対する勧告・公表などの措置が強化されるのか。 勧告・公表は県の温暖化対策推進条例で可能な措置である。 気候非常事態宣言、2050年CO2排出量実質ゼロを表明した神奈川県は宣言を実際の政策実行で示すべきである。	オ	県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例第17条第1項」に基づき、特定大規模事業者の工場等への現地調査を毎年度実施しており、必要に応じて、事業活動温暖化対策指針に基づく対策の推進等について指導及び助言を行っています。 また、目標を達成できなかった事業者の調査頻度を高めるなど、重点的な指導及び助言を実施しています。 なお、同条例では、第17条第1項に基づく指導及び助言に従わない場合の勧告又は公表の規定はありません。
70	2	対応の方向性として事業者への重点的な指導となっているが、かながわ気候非常事態宣言をする危機感があれば、東京都での排出の義務化、排出権取引のような計画書制度の強化が必要だ。あくまで自主的な取組と言うのなら、自主的な取組に執着する理由を説明してほしい。 また、自主的な取組により2050年CO2排出量実質ゼロにできる確信があるのなら、その根拠を示すことが必要である。	ウ	温室効果ガスの削減に向けて、事業者によるその事業活動の特性に応じた自主的な取組を継続していただくことは重要であると考えていますが、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、二酸化炭素の排出量取引制度の導入等については、国が検討を続けていますので、県としては国の動向を注視してまいります。
71	2	二酸化炭素排出事業者のうち、二酸化炭素排出量の目標を達成した事業者の割合は、当該年度の事業活動の規模によって目標達成率が上下してしまうようだが、これは目標として設定するものとして不適当なことではないのか。 そもそも県の働きかけが指導とか助言とかでしかないのだから、成果を求めるのが無理筋だと思う。計画書の作成事業者の延べ数を目標として設定して、達成率は指標にした方がよいと思う。	イ	計画の見直しに当たっては、「事業者による自主的な取組等の促進」の成果や事業者の取組の進捗状況をより適切に把握するための目標の設定について検討してまいります。
72	2	二酸化炭素排出削減量の目標を達成した企業割合の数値が、目標を下回りそうだが、目標の設定自体に合理性がないように思える。 この制度は、計画書を提出してから数年後にその達成度を測るのだから、毎年成果は同一企業のものではないと思うが、それなのに数値の目標設定は毎年向上するように作っている。 今年の対策として、目標が達成できなかった企業への重点的な指導を想定されているようで、その取組自体は一定の効果期待できるかもしれないが、その成果は来年の数値改善には役立たないと思う。 この取組で毎年の評価を行うなら、企業の提出する計画書について毎年進捗状況を点検する仕組みにすべきである。	イ	計画の見直しに当たっては、「事業者による自主的な取組等の促進」の成果や事業者の取組の進捗状況をより適切に把握するための目標の設定について検討してまいります。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
73	2	重点施策の目標となっている「二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合」の数値は、数年前に提出した目標を達成したかどうかなので、毎年、対象となる事業者は異なっている。 だとすると、毎年の目標数値が徐々に上がっていくのは設定として不適当だと思うし、基準年度と比較するのもあまり意味がないように思う。 取組自体は変えなくてもよいので数値目標を対象期間中の累計数にした方がよいのではないか。	イ	計画の見直しに当たっては、「事業者による自主的な取組等の促進」の成果や事業者の取組の進捗状況をより適切に把握するための目標の設定について検討してまいります。
74	2	昨年度の県民意見募集への回答で、「事業者に係る二酸化炭素の削減目標は、経済動向の影響を受けることから、事業者の自主的な取組が促進されることを前提として、実現可能性のある目標設定をしている」とあった。 それならば、目標達成ができなかった場合には、事業者の取組の進捗状況と、経済動向による影響を分解して取組の成果が分かるようにすべきだろう。	イ	計画の見直しに当たっては、「事業者による自主的な取組等の促進」の成果や事業者の取組の進捗状況をより適切に把握するための目標の設定について検討してまいります。
75	2	再エネ分散型電源の導入促進について、割合が低下しているのは全く効果が出ていないということだ。FIT価格の低下や終焉は予想されていたことであり、それを補って普及拡大できる施策をとるべき。ソーラーシェアリングの普及を進める施策、農地はもちろん生産緑地への適用も可能になるよう県として各自治体への働きかけをしてほしい。	ウ	県では、「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、ソーラーシェアリングを含む太陽光発電の普及に取り組んでおり、御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
76	2	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、昨年度、今年度と目標を下回っている。地球温暖化対策計画で目標として掲げているZEHの導入件数も、2020年度で35,000件の目標なのに2018年度で1,992件である。 「かながわ気候非常事態宣言」を出しているが、非常事態の原因は、県の立てた計画が進んでいないことが原因だろう。非常事態などと訴える前に、自身で設定した目標を達成できるよう取組強化すべきだろう。	ア	県では、引き続き固定価格買取制度を活用しない自家消費型太陽光発電設備の導入支援や、新たに、民間事業者と連携した太陽光発電設備の共同購入事業を実施するなど、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んでいます。 また、ガスコージェネレーションや燃料電池自動車(FCV)など、分散型エネルギー源の導入拡大に向けた取組も引き続き進めてまいります。
77	2	重点施策の評価は「やや遅れています。」でありながら、＜分析と対応＞欄「県内の年間電力消費量が前年度から微増し、更に固定価格買取制度の見直しの影響等により太陽光発電の新規導入量が鈍化しています。今後も引き続き、太陽光発電の有用性等のPR、ZEHやZEBの導入支援などによる再生可能エネルギー等の導入加速化、燃料電池自動車(FCV)や蓄電池等の安定した分散型電源の導入拡大に向けた取組を着実に進めます。」とある。固定価格買取制度が見直されることは既決の流れであり、分析ではなく言い訳となっている。かながわスマートエネルギー計画が惰性に流れていることは是正も含めて、省エネルギーと再生可能エネルギーを強力に推進してほしい。	オ	県では、引き続き固定価格買取制度を活用しない自家消費型太陽光発電設備の導入支援や、新たに、民間事業者と連携した太陽光発電設備の共同購入事業を実施するなど、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んでいます。 また、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入拡大については、引き続き、「かながわスマートエネルギー計画」の取組と連携しながら取り組んでまいります。
78	2	「電力の地産地消に向けた取組を進めた」とあるが、「電力の地産地消」は神奈川県内での電力自給自足と受け取られかねない誤解を招くスローガンである。神奈川県での分散型電源は16%未満と少なく、電力自給は困難な状況である。横浜市のように現実を直視し再エネ電力は広域連携により調達し、より広域で電力需給調整するのが最適である。 現行電力系統には再エネ大量受け入れに多くの課題がある。国等に改善を申し入れるようにしたほうがいい。	ア	広域送電網の整備については、国に対して関係自治体とともに提案しており、国においても問題を認識し、対応を進めているところです。
79	2	太陽光パネルの共同買取制度で家庭への普及を図る方針をとっているが、これは行政の役割ではないのではないか。 むしろ、パネル販売業者のメンテナンス体制や不要になった際の処分体制に不安があるので、行政には、そうした部分を是正するような保証体制を構築してほしい。	ア	県では、より多くの県民の皆様が共同購入事業を知っていただくため、県のたよりなどを活用してこの事業の広報を行っています。 また、太陽光発電設備の設置者や保守点検を行う事業者に対し、県のたよりやホームページにより設備の維持管理の重要性や廃棄する際のガイドラインなどについて周知しています。
80	2	国がやっていた電気の固定価格買取制度の期限が来て、家庭用太陽光発電の買取価格もかなり下がってしまったが、これでは魅力が激減である。 県ではこの状況でも太陽光パネルの普及推進を図るつもりのようなのだが、どうせなら金額が下がった分を補填するとか、高い価格で買い取ってくれる業者をあっせんしてほしい。	ア	県では、固定価格買取制度を活用しない自家消費型の太陽光発電設備への導入支援などに取り組んでいます。 また、余剰電力買取制度の買取期間が順次満了となる方々に対しては、余剰電力を相対・自由契約で売電することを支援するため、「かながわ余剰電力買取プランバンク」により、余剰電力の買取プランを紹介しています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
81	2	再生可能エネルギーの導入促進が進まない原因として、太陽光発電の買取価格を上げているが、以前から決まっていたことだろう。それを承知で目標設定をしていたにも関わらず、達成できなかった原因にするのはおかしい。 制度の終了を見込んで相応の対策をとるべきであるし、対策をとっても効果がなかったのなら、見通しの甘さを反省すべきだろう。	ア	県では、固定価格買取制度を活用しない自家消費型の太陽光発電設備への導入支援など、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入促進に、引き続き取り組んでまいります。
82	2	県は、太陽光発電を各家庭でつけるよう推進しているようだが、イニシャルコストが下がれば導入が進むと考えているのか。 個々の家庭につけるときに負担となるのは、点検や清掃などメンテナンスであり、行政は導入費用ではなく維持管理に要する家庭の負担を減じる策を検討したほうがよい。	ウ	太陽光発電設備は、適切に保守点検及び維持管理することが求められています。御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
83	2	各家庭の太陽光発電導入に際し、多種多様なソーラーパネル業者が存在するため、素人には選択が困難で導入の障害となる。 各パネルの発電効率、寿命、価格、信頼性等、県と専門家が検討し、毎年度の「推奨パネル、推奨業者」を決定し、県民に公表してほしい。	ア	太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々に安心して設置していただくために、「かながわソーラーバンクシステム」を運用しており、所定の要件を満たした設置プランについて周知を図っています。
84	2	太陽光発電については、電気事業者に一定価格での買取義務が昨年なくなったことで、これまで働いていた導入へのインセンティブの大きな柱がなくなった。この点に関する対応こそが必要ではないか。 例えば、家庭で発電した電力を、電気事業者が直接購入する場合、いよいよ買ったたかれてしまうので、この仲介をする事業者等を設けるなどして、安定的かつ少しでも高く売電できる制度を整備することが、県民の求めるところだと思う。	ア	2020年度の10kW未満の住宅用太陽光発電の導入に当たっては、引き続き、固定価格買取制度の適用を受けることができます。 また、既に住宅用太陽光発電を導入されていて、余剰電力買取制度の買取期間が満了となる方々に対しては、余剰電力を相対・自由契約で売電することを支援するため、「かながわ余剰電力買取プランバンク」により、余剰電力の買取プランを紹介しています。
85	2	太陽光発電の共同購入事業で設置するのは、自宅につける太陽光パネルではなく、メガソーラーにしていきたい。 メガソーラーから電源供給を受けるか、売電の利益分配を受けるかを出資者が選択できる仕組みとすれば、出資者も初期投資のコストのあてができるのではないか。	エ	太陽光発電設備の共同購入事業は、県民の皆様から自宅に設置する太陽光発電設備の購入希望者を募り、一括して発注することで、スケールメリットを生かし、通常よりも安い費用で購入していただく仕組みであり、また、県内ではメガソーラーを設置できる土地が少ないことから、メガソーラーでの実施は困難です。
86	2	分散型エネルギーの導入が進まない理由に、固定価格買取制度の見直し等を挙げているが、太陽光発電の共同購入というは、役に立ちそうか。	オ	2019年度に実施した共同購入事業での太陽光発電設備は、市場価格と比較すると、2割以上安く設置できました。今年度も引き続き同事業を実施してまいります。
87	2	神奈川県では以前から、災害時の備えとして太陽光発電を進めているが、不適切だと思う。 2019年の台風15号では、千葉県で大きな被害が出たが、住宅の屋根に太陽光パネルがあったら、飛来物等で破損して、修理にいつまでもかかるという事態になったのではないか。 火山の噴火に伴う火山灰や、大規模地震で生じる粉塵等に太陽光パネルはとても弱い。 個々の家庭に太陽光パネルを備え付けさせるのは、むしろ災害時のリスクを高めると考える。	ウ	一昨年の北海道の大規模停電や、令和元年房総半島台風(台風第15号)による千葉県の停電の際、住宅用太陽光発電システムを設置している方のうち、約80%が自立運転機能を利用され、停電時に有効に活用できたとの調査結果があります。 こうしたことから、県では、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電の導入を呼びかけていますが、御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
88	2	昨年の県民意見No. 30で「電気自動車の普及台数が全国一というなら、車全体の台数に対する電気自動車の割合とこの数年での推移を示せ」と意見したところ、県の考え方で「ご意見については今後の参考にします」とあったが、どのように参考にしたのか。	ウ	車全体に占める電気自動車の割合は、それほど多くないため、「神奈川県環境基本計画」で示すことは考えていませんが、今後の普及状況を見て検討してまいります。
89	2	昨年までの意見募集にて、ガソリン車規制を求める意見に対して「次世代自動車の割合が年々増加している」と回答していたが、地球温暖化対策計画における目標(2030年度・30%)達成はおぼつかないのではないか。 また、電気自動車の普及台数は全国一であるなどと回答していたが、こういうデータの都合の良い部分だけを示すのは、県民に誤解を与えると思う。	オ	県では、環境負荷の少ない次世代自動車(EV、FCV等)が普及することにより、県内におけるガソリン車の割合を減らすことにつながると考え、次世代自動車の普及拡大を図っています。
90	2	昨年の県民意見(No. 66)で、現在の原発依存率と目標とする依存率はいくつなのかという問いに対し、「ご意見については今後の参考にさせていただきます。」との回答であったが、目標に掲げているならば、現在の割合と目標の割合を知りたい。	エ	「かながわスマートエネルギー計画」にある「原子力に過度に依存しない」とは、再生可能エネルギーを積極的に導入していくための基本理念であるため、目標値等について設定していません。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
91	2	以前の県民意見募集の際に欧州のEV化推進を引き合いにして、県でのガソリン車規制を提案したところ、「神奈川県は電気自動車の導入は全国一だ」との回答があったが、論点の差し替えである。EV化はそれ自身が目的ではなく、ガソリン車を排除するための手段でなくてはならない。 この意見に反論するならば、ガソリン車規制をしない方がEV化を推進できるという理論構成で説明していただきたい。	オ	県では、環境負荷の少ない次世代自動車（EV、FCV等）が普及することにより、県内におけるガソリン車の割合を減らすことにつながると考え、次世代自動車の普及拡大を図っています。
92	2	以前の環境基本計画の意見募集でEV化の推進を求める意見に対し、神奈川県はEV化率は全国1だと回答していたが、地球温暖化対策計画ではEVを含む次世代自動車の導入目標は2020年でわずか30%で、その目標の達成すらおぼつかない。 ガソリン車の販売を規制すべきだ。	オ	県では、環境負荷の少ない次世代自動車（EV、FCV等）が普及することにより、県内におけるガソリン車の割合を減らすことにつながると考え、次世代自動車の普及拡大を図っています。
93	2	以前の環境基本計画への意見募集で、ヨーロッパでのガソリン車規制を例に挙げて、神奈川県でもガソリン車規制によるEV化推進を提言したところ、神奈川県はEV化率は日本一だという回答があった。 この回答の考え方自体が、手段と目的を履き違えている。ヨーロッパ諸国のEV化は、ガソリン車を無くすという目的のための手段である。 この考え方に沿った取組を神奈川県でも進めていると主張するのであれば、ガソリン車の台数の削減率を出典付きで示してほしい。	オ	県では、環境負荷の少ない次世代自動車（EV、FCV等）が普及することにより、県内におけるガソリン車の割合を減らすことにつながると考え、次世代自動車の普及拡大を図っています。
94	2	発電に石油、石炭、天然ガスなどが燃料として使われている以上、EV化がされても、二酸化炭素の排出量がゼロになるわけではなく、それまで利用されていた中古車や、県内で製造されたガソリン車が海外に輸出されているので、EV化が進んでも殆ど効果がないのではないかと。 ヨーロッパ諸国は、この問題に取り組むためにガソリン車の製造販売を禁止しようとしているが、県の取組は中途半端で、温暖化が進む一方だと思う。せめてガソリン車の製造販売に炭素税を課すなど、消費者ではなく、事業者をとりしめるよう計画を修正すべきではないかと。	オ	他国における排出削減の取組とは別に、わが国が国際的な貢献として約束した温室効果ガス排出量の削減目標の達成は必要であり、県としては、国の目標の達成に地域から貢献していくという観点から、県内の温室効果ガス削減に取り組んでまいります。 また、環境負荷の少ない次世代自動車（EV、FCV等）が普及することにより、県内におけるガソリン車の割合を減らすことにつながると考え、次世代自動車の普及拡大を図っています。
95	2	地球温暖化対策計画の進捗状況について ・温室効果ガスの排出量が前年度より増えており、個別の目標についても進捗が大幅に遅れているものがあるので、原因を解明し対策を講じるべきだ。 そもそも、ここで定めた個別目標がすべて達成できれば、最終目標を達成できるものなのか。 ・計画の目標を達成できない場合、県ではそれに対して、どのような形で責任をとるのか。 ・炭素税の導入や法的規制などを、企業の自主性を尊重することが重要といった理由から採用していないが、目標が達成できなかった場合、この自主性尊重の考えを改めるべきだ。 取組に協力してきた県民の立場からすると、現状はまったく納得がいかず、しかるべき責任を取る気がないなら、今後は県の計画に協力する必要はないと考える。 ・全体目標や個別目標について、以前は、環境基本計画の進捗状況報告書に掲載されていたが、現在はどこに掲載されているのか。地球温暖化対策のホームページにリンクがない。環境基本計画の進捗状況と併せて点検しているなら、以前のように環境基本計画の進捗状況点検報告書に目標の達成状況を掲載してほしい。	オ	遅れが見られる取組については、原因の分析を行った上で、目標達成に向けた取組を今後も進めてまいります。 また、二酸化炭素の排出量取引制度の導入等については、国が検討を続けていますので、県としては国の動向を注視してまいります。 なお、「神奈川県地球温暖化対策計画」の進捗状況は、次のページに掲載しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/p404445.html
96	2	地球温暖化対策計画の目標の達成状況について、以前はこの報告書やホームページに掲載されていた。目標の達成状況を分かりやすいところで公表すべきではないかと。	ア	「神奈川県地球温暖化対策計画」の進捗状況は、次のページに掲載しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/p404445.html
97	2	温暖化の指標として、県内の平均気温は適当ではない。県内の対策の結果が反映されるものではないので、結果としての参考情報である。	オ	県内の平均気温は、温暖化の現状を把握するための指標の一つとして用いており、県内の温室効果ガス排出量の推計や重点施策の数値目標の達成状況を毎年把握することによって、「神奈川県地球温暖化対策計画」の進行管理を行っています。
98	2	県では昨年クールシェアを進めていた一方で、今年は酷暑の時期にオリンピックをわざわざ開催し、会場を冷やすための莫大なエネルギーを使うのは、明らかにおかしい。 こういった場当たりの対応をするようでは、環境問題とかエネルギー問題を解決するのは無理だ。	オ	東京2020大会組織委員会は、「Be better, together/より良い未来へ、ともに進もう」をコンセプトとした持続可能性に配慮した運営計画を策定し、国連の持続可能な開発目標に貢献していくことを掲げて活動しており、環境への配慮もその中に位置付けられています。県としても、そうした視点に配慮しながら組織委員会との調整を進めています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
99	2	低炭素型ライフスタイルの促進について、マイエコ10(てん)宣言の普及により、家庭でのエネルギー消費量や二酸化炭素排出量の削減効果が出ているのか、効果の確認をしているのか。効果があれば普及を進め、効果が少なければより効果のある方法を検討してほしい。また、省エネ家電買替キャンペーンはどのような内容で、購買者のメリットやキャンペーンの効果はどうか示してほしい。	オ	「マイエコ10(てん)宣言」は、一人ひとりが「環境にやさしい暮らし方」を宣言し実践するもので、日々の生活の中で地球環境問題を自分のこととして考え、行動していただくことを目的としています。 御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。マイエコ10(てん)宣言の普及の際には、丁寧な説明を心掛け、宣言者の行動につながるよう努めてまいります。 また、省エネ家電買替キャンペーンは、自宅で使用しているエアコン又は電気冷蔵庫を省エネルギー性能の高い製品に買い替えた方を対象に、抽選で賞品をプレゼントするものです。購買者にとっては電気代の節約につながり、家庭からのCO2排出量を削減する効果があります。
100	3	地球温暖化対策として取り組んでいる家電買替キャンペーンは、プラごみを増やすのではないかと心配。買い替えを推奨するなら使われなくなった既製品をきちんと回収する仕組みを構築しないと駄目だろう。神奈川県は「プラごみゼロ宣言」をしているのだから。	オ	家庭用エアコンをはじめとする家電4品目については、「家電リサイクル法」により、事業者に対して物品の回収や再商品化等の義務が課せられています。 また、業界による自主的な回収が進められている分野もあることから、県では、自主的な3R推進の取組がさらに進むように働きかけてまいります。
101	3	「Refuse(リフューズ)」として「不要なもの、余計なものはいりません」を入れた4Rの発想が必要だ。県民の生活実感として、飲料容器(PET、アルミ、スチール)の道路まわりへのポイ捨ては減っていない。自販機設置者によっては、容器回収用のBOXを設置しない者もいる。回収BOXを設置しないところは自販機の設置を許さないなどの指導が必要で、またコンビニのレジ袋無料提供は廃止してほしい。山間地域の不適正廃棄物が目につくが、そのまま放置されている。	ウ	不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、県管理の河川、道路、林道等における不法投棄物の撤去や民有地等における生活環境保全上の支障がある不法投棄物の緊急撤去を行っています。 また、「かながわクリーン運動」として、県民の皆様、企業、市町村等による県土美化活動を促進するための取組を進めています。
102	3	産業廃棄物のリサイクル率向上に関する取組が「遅れている」という部分で、汚泥を主因としているが、そうであれば基準年と比して汚泥が増加しているということになるわけで、その原因や背景を説明すべきだろう。また、多量排出事業者向けにセミナーを開くとあるが、この事業者はどのような業界なのか。その事業者が以前より汚泥を出すようになってきているのか。そうだとしたら、その原因についても説明してほしい。	ウ	汚泥の排出量は、景気動向に応じて変動します。 セミナーに参加する事業者は、主に建設業や製造業ですが、汚泥の排出量自体はほとんど変化していません。
103	3	県は、「プラごみゼロ宣言」を宣言した時点で、プラごみの量の把握をしておらず、無責任ではないか。宣言をするならば、プラごみの量を正確に把握し、その数値を公表すべきだ。	ウ	リサイクルされない、廃棄されるプラごみを定量的に把握することは困難ですが、確実に存在すると分かっているプラごみをゼロにする取組の1つとして、2020年3月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定しました。 これに基づき、「ワンウェイプラの削減」・「プラごみの再生利用の推進」・「クリーン活動の拡大等」の取組を進めてまいります。
104	3	プラごみゼロ宣言は、目標達成に向けて企業と連携し、使い捨てプラスチック製品の利用の廃止や回収などの取組を推進するそうだが、この2年で、どのようなプラスチック製品の利用が廃止になったか。レジ袋削減などは昔から取り組んでいるようだが、県と企業の取組で他に廃止されたものがあるのか教えてほしい。	ア	近年、プラスチックストロー廃止の動きが加速しています。 県が2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、プラごみゼロ宣言の賛同企業等と連携し、レジ袋削減に加え、プラスチックストローの削減についても推進してまいります。
105	3	「プラごみゼロ」宣言の取組内容について、レジ袋とプラスチックストローの使用をやめるだけでは不十分で、そもそも「プラ」マークのない、プラスチック製品は多数ある。海洋プラごみの問題は深刻極まる状況で、かつての大気汚染や水質汚濁と同じように捉え、発生源を取り締まることが必要である。行政機関は、製造禁止など強力に取り締るべきである。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、レジ袋やプラスチックストローなどのワンウェイプラの削減など、廃棄物の排出抑制に係る取組を進めてまいります。
106	3	プラスチックごみを問題視する声も出ているが、対策をシンプルに考えると、完全に回収するか、作らせないかのいずれかしかないのではないかと感じる。作らせないのは無理そうだが、回収するならば何とかするのはないかと思う。そのためには、分別用のリサイクルボックスを、もっと色々なところに備え付けたいといきたい。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、県及び市町村の施設内に設置している、ペットボトル販売自動販売機の回収ボックスで、ペットボトルの3分別の徹底を行います。 また、回収したペットボトルをペットボトルに再生利用するモデル事業も推進してまいります。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
107	3	ある企業が、レジ袋を紙袋へ変更することで、「来年までに」「85%」のプラスチック排出量を削減すると発表した。このように目標を正確に示せるのは、排出量を推計することができるからだ。 神奈川県でも「2030年度までに」排出されるプラスチックを「ゼロ」にするという目標を打ち出して、その目標の達成のために普及推進や企業との連携をするそうだが、そういうことを言えるのは、排出量を把握できる者だけだ。 状況を把握していないのに目標を掲げるのは無責任である。せめて神奈川県の機関が排出するプラスチックの量くらいは把握し、その削減量を毎年発表してほしい。	ウ	リサイクルされない、廃棄されるプラスチックを定量的に把握することは困難ですが、確実に存在すると分かっているプラスチックをゼロにする取組の1つとして、2020年3月に「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」を策定しました。 これに基づき、「ワンウェイプラスチックの削減」・「プラスチックの再生利用の推進」・「クリーン活動の拡大等」の取組を進めてまいります。
108	3	神奈川県では、プラスチックを減らしていく気があるのか疑問に感じる。 レジ袋の削減は、CO2削減対策の一環として、プラスチックゼロ宣言の前から呼び掛けていた。 本気でプラスチックをゼロにしたいなら、プラスチック再生品を専門に作る業種を育てるしかない。昨年、関東地方でブルーシートとか土嚢袋とか足りなくなったが、あのようなものは、プラスチック再生品で足りるはずだ。 回収については、プラスチックを燃えるゴミとは明確に分別できるようにした上で、回収とその後の処理の仕組みも整える。こうしたことにこそ、行政がしっかり力を入れるべきだと思う。	ウ	国では、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定していますので、国の動向や国内外の状況を注視しながら、県としてどのようなことができるか、検討してまいります。
109	3	国や県では、プラスチック対策としてレジ袋の削減をうたっているが、プラスチックについては包装容器やプラスチック製品の方がはるかに多いのに、そちらを削減させようとはしないのか。 消費者に対する取組だけではなく、企業に回収責任を負わせるなど、企業に向かって行政として対応をとるべきだ。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、レジ袋だけでなく、プラスチックストローなどのワンウェイプラスチックの削減や代替プラスチックの転換も進めてまいります。
110	3	今年からスーパーなどでレジ袋が有料化されるが、迷惑な話だ。レジ袋を使わせたくないなら、作らせなければいい。 神奈川県では、2030年までに排出されるプラスチックをゼロにするなどと目標を掲げているが、この程度の取組で達成できるわけがない。目標を実現させるための具体的な手段と行程を示すのが計画の役割である。	ア	2020年3月に策定した「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、レジ袋やプラスチックストローなどの「ワンウェイプラスチックの削減」や、ペットボトルの3分別の徹底などの「プラスチックの再生利用の推進」の取組を進めてまいります。
111	3	プラスチックゼロ宣言に伴う取組として、レジ袋削減が掲げられていますが、消費者に使わないよう呼びかけるのではなく、製造を中止させればよいのではないのか。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、レジ袋やプラスチックストローなどのワンウェイプラスチックの削減など、廃棄物の排出抑制に係る取組を進めてまいります。
112	3	プラスチックごみ対策として、県ではレジ袋の削減などの取組をしているが、着眼点を誤っているのではないのか。 受け取るレジ袋を減らすより、トラックドライバーなどが道路に向けて放り投げていたゴミ袋の取り締まりを強化すべきだ。	ア	不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、県管理の道路等における不法投棄物の撤去や民有地等における生活環境保全上の支障がある不法投棄物の緊急撤去を行っています。
113	3	プラスチック対策として、マイバッグの使用を推奨しているが、着眼点が間違っているように思う。 必要なのは、レジ袋をはじめとするプラスチック製品を回収し、適切な方法で処分する体制の確立だ。 今更、新たなレジ袋の配布を止めたところで、すでに世の中には多くのプラスチック製品が溢れかえっている。 これらのプラスチックを適正に処分しようとするなら、更に細かく分別し、マテリアルリサイクルを行うべきで、行政の仕事はこの処分システムの構築もしくは支援であるべきだ。	ウ	国では、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定していますので、国の動向や国内外の状況を注視しながら、県としてどのようなことができるか、検討してまいります。
114	3	昨年の意見募集で「地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている中、どなたでも身近に出来る取組としてレジ袋削減の重要性が増しています。」との回答があったが、なんでレジ袋削減の重要性が「増す」のか。 レジ袋は、プラスチック製品全体のごく一部で過ぎないので、県民の意識をミスリードしかねない。 また、レジ袋削減については消費者レベルではなく、製造枚数をものを減らすよう働きかけるのが筋だろう。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、レジ袋をはじめプラスチックストローなどのワンウェイプラスチックの削減や代替プラスチックへの転換などの取組を推進してまいります。
115	3	街中に落ちていた空き缶やペットボトルを拾って、コンビニのゴミ箱に入れたら「家庭ごみを持ち込まないでください」と注意されたことがある。 このようなことになるのも、公共的なリサイクルボックスがないせいだと思う。公園などにゴミ箱はないが、トイレと同じように公共が回収する方法を考えたらどうか。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラスチックゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、「クリーン活動の拡大等」の取組の1つとして、ポイ捨てなどの不法投棄の取締りを推進してまいります。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
116	3	ペットボトルのキャップとラベルは「プラ」で、キャップを回収するならば、ラベルも回収する方が廃プラの削減に効果的だと思うのが、なぜラベルは回収しないのか。回収してもらえるよう働きかけてはいいかがか。	ア	2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、「プラごみの再生利用の推進」の取組の1つとして、ペットボトルのボトル・ラベル・キャップの3分別の徹底を推進してまいります。
117	3	コンビニなどでゴミ箱に「家庭ごみを持ち込まないください」と表示されているが、意味が分からない。 ゴミは、製造業者と小売業者を経た商品の余剰物がほとんどで、そうした余剰物を売りつけている小売業者が処分を拒否するのは、不当なのではないか。 行政機関が実態調査し、製造業者や小売業者がどの程度まで余剰物を引き受けるのが適正なのかについてのガイドラインを設け、消費者を含めて指導してもらえないだろうか。	オ	コンビニエンスストアなどのごみ箱は、その建物の清潔を保つことを目的とするなど、土地・建物の管理のために設置される場合があります。 また、家庭から排出されるごみや資源物は、決められた集積場所に出していただくなど、市町村が定めたルールに従った処理をお願いしています。
118	3	県有施設のゴミ箱に「当館の自動販売機で購入した物のごみ以外は捨てないでください。」と書いてあったが、分別回収とリサイクルを進めるにあたって、こういう閉鎖的な態度はよくない。 分別方法は広域的に統一し、どこでも同じように分別しなければならぬようにする。そうする方が効率的で現実的だ。	ア	施設に設置されるごみ箱は、施設の清潔を保つことを目的とするなど、その土地や建物の管理のために設置される場合があります。 基本的な分別ルールについては、リサイクルを推進するため、全国的に統一されています。
119	3	神奈川県では相模湾のプラゴミを調査する取組をしているようだ。前回の意見募集で「量が分からないのにどうやってゼロにするんだ」といった意見が寄せられており、それに対する対応としてよい取組だと思うが、こうした取組をするつもりがあったならば、意見募集の際にも「分かりません」ではなく、もう少し前向きな回答をしておいた方がよいと思う。 意見を出す人は、環境保護活動に熱心な方が多そうなので、そうした人たちに希望が見えるような回答をした方が、啓発効果も高いだろう。また、よい取組をしているならば、それをできる限り有効に宣伝する工夫をもっと考えた方がよい。	ウ	2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、展示作品や動画等を活用して、「ワンウェイプラの削減」「プラごみの再生利用の推進」「クリーン活動の拡大等」の取組が効果的に進むよう、普及啓発を進めてまいります。
120	3	ビーチクリーンアップ神奈川などの環境美化活動は、集めているだけで、却って焼却処分を増やしているように思う。結果として二酸化炭素排出量も増えるし、焼却灰も増え、環境負荷はあまり減っていないのではないか。 自治体の多くが分別に手間がかかることから、せっかく分別されたプラスチックを焼却処分している。 その場しのぎの取組に県民を動員するのではなく、リサイクル社会の実現に必要な取組を進めるべきだ。	ウ	相模湾沿岸域で行われるビーチクリーン活動については、実施される海岸の所在市町の分別基準に則って分別・回収をしています。 海岸で回収したプラスチックごみのリサイクルは、洗浄などの下処理が必要であることが多く、リサイクルすることが難しいのが現状です。海岸にプラスチックごみが流れつかないように、街中や河川での不法投棄防止の対策やクリーン活動を推進してまいります。
121	3	各家庭から排出された一般廃棄物が、家の前でガラスやネコが原因で散乱していることが多いように思う。以前は、指定のゴミ置場があり、ガラス除け等があったので、まだよかった。 神奈川県では、プラごみゼロ宣言を掲げているが、破れたゴミ袋はプラゴミとして下水に流れ込むだろう。	ウ	御意見のとおり、プラごみが下水から流れ、それが海に流れることは、海洋汚染の原因となり得ます。 このような問題を解決するためにも、2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、「ワンウェイプラの削減」・「プラごみの再生利用の推進」・「クリーン活動の拡大等」の取組を進めてまいります。
122	3	海外でプラスチックごみ引き取りが拒否されているため、国内で廃棄物が増えているという問題について、昨年の県民意見No.78への回答では「国で策定を進めているプラスチック資源循環戦略の動向を注視し、策としてどのような対応ができるか検討をしております。」ということだった。 県では国内にあるプラごみをリサイクルされたものとみなしているのか、それとも廃棄物とみているのか。 検討の結果と併せて教えてほしい。	ウ	プラスチックは、我々の生活に利便性をもたらし、必要不可欠なものであるため、プラごみは、廃棄物ではなく、リサイクルすべきものとして考えています。 プラごみの削減を推進した上で、可能な限りリサイクルすることが重要であることから、2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、「ワンウェイプラの削減」や「プラごみの再生利用の推進」の取組を進めてまいります。
123	3	ゴミの分別収集を行っているところが多いようだが、それによって小規模不法投棄が増えるのではないか。 プラスチックなどは、結局燃やしているのに、なぜ分別するのか理解できない。焼却処分をすれば、二酸化炭素は増える。 ペットボトルもキャップとラベルを剥がして洗えと言われるが、水の無駄使いをしているのはよいのか。 挙句の果てに汚れたものと一緒に外国に売りもうけようとして断られるなど、リサイクルや分別を勧める人たちのやっていることは、何が目的なのか理解できない。 廃棄物を減らしたいならば、分別収集は止めて、販売する業者に引き取り義務を課した方がよい。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
124	3	神奈川県で把握しているリサイクル率は、実際にリサイクルされたかどうかを把握しているわけではないだろう。 市町村などがリサイクル業者に出したゴミのうち、かなりの量が海外に輸出されており、受け入れ国ではそれを適正に処分せず、結果、プラごみの海外流出が深刻化している。 サーマルリサイクルをリサイクルに計上しているのも、かなり問題だが、この場合、国内で処理されており、処分方法が把握できるだけでもまだマシと言える。 リサイクルには海外輸出量を計上するのはやめるべきだと思う。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。
125	3	神奈川県では、サーマルリサイクルもリサイクル率に含めているようで、それならばプラゴミ対策は簡単で、片っ端から燃やしてしまえばよいのではないかと。 県民の立場としても、プラゴミが燃えるゴミであれば、煩わしくなくて助かる。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。
126	3	リサイクルという言葉は、分別回収という言葉とリンクしているようだが、収集の間口だけ分別されても、その後の処理が均一になってしまうのでは分別の意味がないのではないかと。 例えば、プラゴミは、分別しても紙ごみなどととも焼却処分している自治体も多い。県ではそのような焼却処分されたプラゴミも、サーマルリサイクルとしてリサイクルに計上しているようだが、これでは分別しても意味がない。 少なくともプラゴミに関しては分別を徹底させ、ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクル以外は、リサイクル率に計上しないという対応をとるべきだ。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。
127	3	県は、分別収集が重要だとか、リサイクル率の向上を目指すと言っているが、実際はサーマルリサイクルをリサイクル率に計上している。県民がわざわざ分別をしたものをひとまとめに焼却処分し、その焼却処分した分もリサイクルされたものとして取り扱っている。こうした欺まんに満ちたやり方を改めるべきである。 少なくともサーマルリサイクルをリサイクル率に含めるようなやり方は、やめるべきである。 真面目に環境問題に取り組もうとする県民はそれなりにいるので、どうかそういう人たちから完全に見放される前に、考え方を改めてほしい。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。
128	3	化石燃料を用いたプラゴミ焼却を熱回収としてリサイクルに含めるという対応を改めること。ごみの焼却・埋めたとというやり方を改め、生ごみのバイオガス化に取り組むこと。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。
129	3	神奈川県ではサーマルリサイクルを推奨しているようだが、実質的には最終処分である。あれはリカバリーであってリサイクルではない。 本当にゴミが発生しない社会を目指すなら、こういうごまかしはやめるべきである。	ウ	リサイクルの手法については、それに伴う環境負荷や社会コストを踏まえて選択することが重要になります。 国内外の状況を注視しながら、最も効率的なリサイクルがなされるように、取り組んでまいります。
130	3	重点施策の目標として掲げられている廃棄物の量は、目標値を達成するのは絶望的だが、相模原市で大量の埋設ゴミが見つかったことなどを考えると、先々の課題を事前にきちんと捉えていたという意味で、着眼点としてはなかなかのものであったと思う。 惜しいことには、目標を大幅に上回ってしまい、この量を減らしていくための対策がしっかり示されていないことだ。 この事態にどう対処していくかを考えるのが行政計画で、計画の見直しに期待する。	ウ	御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
131	3	小規模な不法投棄に対し、行政機関はほとんど取り締まりをしていないのではないかと。 小規模投棄の主犯は車からのポイ捨てなので、渋滞が発生している箇所や、違法駐車が多い個所で監視を行い、処罰してやればよい。過去に不法投棄のあった箇所を監視するのも有効だろう。 行政には強力な権限があるのだから、しっかり取り締まってほしい。	ア	不法投棄の監視は、市町村との合同パトロールや警察OBによるパトロール、民間警備会社による夜間休日の監視パトロール、監視カメラの設置等により、過去に不法投棄が行われた場所等を中心に行っており、これらの取組の中で投棄現場を発見した場合や、行為者の特定につながる情報が得られた場合は、警察等と連携して対応しています。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
132	3	不法投棄を呼び込まないように、投棄のあった個所を放置しない方がよいという説明を受けたことがあるが、それはゴミを捨てた者を許すことになっている。むしろ故意にそのままにして監視することで、投棄した者を処罰するという対策をとったらいかがか。 公権力を行使できる立場なら、その権力を効果的に活用できる方法を検討すべきだと思う。	ウ	全ての不法投棄場所について、張り込み等による24時間監視を行うことは現実的に困難ですが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、不法投棄の監視は、市町村との合同パトロールや警察OBによるパトロール、民間警備会社による夜間休日の監視パトロール、監視カメラの設置等により、過去に不法投棄が行われた場所等を中心に行っており、これらの取組の中で投棄現場を発見した場合や、行為者の特定につながる情報が得られた場合は、警察等と連携して対応しています。
133	3	不法投棄対策としてのパトロールは、不法投棄がされやすい場所で張り込んで摘発しないと意味がない。 不法投棄で実際に多いのは車からのボイ捨てで、渋滞している一般道、工事現場や倉庫への搬入待ちのトラックなどだ。場所も特定できるので、摘発も容易なはずだが、そういった場所を放置していないか。	ウ	全ての不法投棄場所について、張り込み等による24時間監視を行うことは現実的に困難ですが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、不法投棄の監視は、市町村との合同パトロールや警察OBによるパトロール、民間警備会社による夜間休日の監視パトロール、監視カメラの設置等により、過去に不法投棄が行われた場所等を中心に行っており、これらの取組の中で投棄現場を発見した場合や、行為者の特定につながる情報が得られた場合は、警察等と連携して対応しています。
134	4	神奈川県レッドデータブックは、県立生命の星・地球博物館において1995年に初版発行、2006年に改訂して以降、更新されていない。2017年度以降、更新作業に取り組んでいくことを考えていると以前聞いたが、いかがか。 静岡県が2020年にかけて改訂したレッドデータブックによると、静岡県では、12種の動植物が地域絶滅し、県内に生息する619種の生物が絶滅の危機に瀕するか、絶滅の危険が増大している絶滅危惧種と評価されている。他人事とは思えない。	ア	2017年度からレッドデータブックの改訂に向けて取り組んでおり、概ね10年程度での改訂を目指し、分類群ごとに順次改訂を進めているところです。全分類群のうち、維管束植物、コケ植物、藻類、菌類について、2021年度に「神奈川県レッドデータブック(植物編)」として刊行する予定です。 また、レッドデータブックの刊行に先立ち、「神奈川県レッドリスト(植物編)」を、2020年度に県のホームページ等で公表する予定です。
135	4	生物多様性の保全の重点施策は「野生鳥獣との棲み分け」「ニホンジカ・ニホンザルの管理」「外来生物の監視と防除」といった取組が重要だと思う。 獣害対策は県民の関心が高いので、計画見直しをするなら改めてほしい。	オ	生物多様性の保全の重点施策は「地域の特性に応じた生物多様性の保全」としていますが、「地域の課題に応じた野生動物の保護管理の推進」についても重要な取組であると認識していますので、引き続き積極的に取り組んでまいります。
136	4	昨年、市街に出没したクマを殺処分したことに、「可哀想だ」とか批判する声が寄せられたそうだが、行政の対応は正しかったと思う。 これと比べると、クマを放す神奈川県の対応は無責任である。現在の対応で、再度、市街地に出てこないかと保証できるのか。	オ	県のツキノワグマは、個体群を維持することがきわめて難しい状況から県レッドデータブックで絶滅危惧種Ⅰ類に指定されており、地域住民の安全確保を最優先で図りつつも、可能な限り保護する方針で対応することとしています。人里に出没する場合は、地域での出没状況と人身被害の未然防止を考慮した上で、必要な対応を図ってまいります。
137	4	昨年、県では、クマを殺処分したそうだが、街中に出てきたクマは、そこに餌があることを覚えてしまったのから、殺した方がよい。 殺処分に対し抗議もあるようだが、だから獣害対策が進まないのではないかと思う。 殺処分の正当性をしっかり宣伝したらいいのではないだろうか。	オ	県のツキノワグマは、個体群を維持することがきわめて難しい状況から県レッドデータブックで絶滅危惧種Ⅰ類に指定されており、地域住民の安全確保を最優先で図りつつも、可能な限り保護する方針で対応することとしています。人里に出没する場合は、地域での出没状況と人身被害の未然防止を考慮した上で、必要な対応を図ってまいります。
138	4	クマやイノシシが街中へ進出した時は、たいがい人間が出た残飯をあさりに来ているので、ゴミ置き場に毒餌をしかけてはどうか。 有害動物を駆除ために追いかけ回すのは非効率的で、人に被害が及ぶ恐れもあるため、有効な対策だと思う。県から各自治体に対策として勧めていただきたい。	エ	鳥獣被害対策では、野生鳥獣を寄せ付けない環境作りが重要です。生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、わなの誘引餌の不適切な管理など、結果として餌付けとなる行為の防止を図るよう普及啓発を推進してまいります。
139	4	イノシシについて、街中への出没が結構取り上げられており、新しく県でも計画を作らなければならないような状況になっているなら、この報告書でも取り上げるべきだと思う。	イ	県では、人と野生鳥獣のすみ分けを目指し、イノシシについても「神奈川県イノシシ管理計画」を策定して取組を推進していますので、御意見については、計画の見直しの際に検討してまいります。
140	4	今回の報告書では、イノシシ対策の計画についての言及が見当たらない。個別計画を作るくらい状況なら、こうした報告書でも、きちんと言及すべきである。 ヒアリにしても、この報告書には、課題・対策が明記されない。 問題がすでに発生しているのだから、こういう報告書でもっとしっかり訴えるべきである。	イ	県では、人と野生鳥獣のすみ分けを目指し、イノシシについても「神奈川県イノシシ管理計画」を策定して取組を推進していますので、今後の報告書においては、記載を追加することを検討してまいります。 ヒアリなどの外来生物については、「かながわ生物多様性計画」において、「外来生物の監視と防除」を位置付け、取組を進めています。 ヒアリについては、県民の皆様からの相談窓口(ヒアリコールセンター)を設置するとともに、県内で確認された場合に環境省と連携した調査を実施します。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
141	4	<p>昨年12月の環境審議会で、獣害対策の効果が疑問を呈する意見が委員から出たのに対し、中長期的に農業被害は減少している傾向にあるといった趣旨の回答をしていたが、この説明は詭弁だ。</p> <p>中長期的に見てよいのなら、耕作放棄地は増え、農業者も減っているのだから、被害額が減っていくのは政策の効果ではなく、単に対象地が減ったためだろう。このように耕作放棄地が増え、農業者が減っている原因の一つに獣害がある。</p> <p>農業者の立場からすれば、県の獣害対策は、中途半端で効果がほとんど上がっていないというのが実感である。</p>	オ	<p>鳥獣被害をなくしていくためには、集落環境整備、防護対策、捕獲といった三つの基本対策を効果的に組み合わせる、地域ぐるみの対策が有効です。県では、かながわ鳥獣被害対策支援センターにおいて重点取組地区を選定し、地域ぐるみの対策の立ち上げ支援を行っており、地域が一体となって対策に取り組んだ結果、いくつかの地域で被害の減少が見られますので、引き続き取組を推進してまいります。</p>
142	4	<p>鳥獣害対策として、どの程度個体数調整をしたか、それがどれだけ農作物被害の減少に有効であったか、その結果を受けて今後の対策はどうすべきか、といった流れで記述したほうがいい。耕作放棄地への対応策にも触れること。</p>	オ	<p>本報告書では、鳥獣の個体数調整数と農作物被害額を記載していますが、課題や対策手法は獣種により異なるため、対策の効果を踏まえた今後の対応については、市町村や関係団体等と連携しながら取組を行ってまいります。</p> <p>また、耕作放棄地についても、被害軽減のための環境整備を行うよう、働きかけを行ってまいります。</p>
143	4	<p>カラスやハト、或いはネコなどに餌やりをしている人がいるが、あのような行為は生態系バランスを崩す。サルなどが人里で悪さをする一因も観光客の餌やりだ。</p> <p>餌やり禁止くらいは条例化して、身勝手な人々を警察で逮捕してほしい。</p>	オ	<p>県では、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めることとしていますので、普及啓発を推進してまいります。</p>
144	4	<p>カラスとかヒヨドリなどに何らの対策を打っていないことに疑問と不満を感じる。</p> <p>特にカラスは問題で、ゴミをつつき回して衛生状態が悪くなったり、公園内や道路並木などに営巣して人間を威嚇し、時として攻撃してくる。</p> <p>せめて、県の管理地くらいはカラスの縄張りにならないようにしていただけないか。</p>	ア	<p>カラスを含めた野生鳥獣の被害対策については、被害者による対策を原則としていますが、個人での対策には限界があることから、住民に身近な行政機関である市町村が必要に応じて被害対策事業を実施することとしており、県ではこうした市町村の被害対策事業に対して財政的、技術的支援を行っています。</p>
145	4	<p>数値目標として、整備された水源林の面積を挙げているが、目標にするのはおかしい。</p> <p>特別な税金を使って予算をかければ、数が増えるの当たり前で、この数字が達成できたことによって、一般県民に何の恩恵があるのか。</p> <p>森林関係の業者と山林地主しか喜ばないような、ゆがんだ取組に見える。</p>	オ	<p>県民の皆様に良質な水を安定的に提供するためには、森林所有者個人の力だけでは整備が進まない森林に対し、県が直接整備を実施することや、森林所有者の整備に支援を行うことが必要と考えています。</p>
146	4	<p>水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合は、目標に達していないようだが、そもそも目標を達成したところで県民にとって恩恵があるのか疑問である。</p> <p>昨年は台風により水源地域で大規模な土砂崩れが発生し、水質の改善も東京湾へのCOD等は前年度より削減という目標達成ができていない。</p> <p>これで「概ね順調に進んでいる」と言えるのか。</p>	オ	<p>県民の皆様に良質な水を安定的に提供するためには、森林所有者個人の力だけでは整備が進まない森林に対し、県が直接整備を実施することや、森林所有者の整備に支援を行うことが必要と考えています。</p> <p>令和元年東日本台風(台風第19号)では、県内の水源林でも被害がありましたが、県では、倒木などの被害木の整理のほか、木製の土留柵を設置するなど復旧を進めています。</p> <p>間伐など通常の整備も着実に実施しており、概ね順調に進んでいます。</p>
147	4	<p>県が手入れした水源地の山林については、所有者が勝手に処分できないように協定を締結しているとのこと安心した。</p> <p>ところで、このように協定を締結した山林は、今後は所有者がしっかり管理するということがよいのか。</p> <p>協定を締結した結果、今後、荒れたら県が対応するといったことにならないよう、その点もよろしく願いたい。</p>	ア	<p>水源林整備協定で県が整備した後、水源林は所有者に返還され、その後の管理は森林所有者が行うこととなります。</p> <p>県では、返還後も良好な森林であり続けるよう、適切な保全・管理を森林所有者にお願いしています。</p>
148	4	<p>適正に管理されているという水源林では、2019年の大型台風による被害がなかったのか。</p> <p>この適正に管理されているはずの山林で倒木とかがでた場合、その処理は所有者がするか、それとも県がするか。</p> <p>また、そのように倒木が放置されているような土地は「適正に管理されている」面積から除外していくことになるのか。</p> <p>このあたりの定義や判断基準を明確に示してほしい。</p>	オ	<p>令和元年東日本台風(台風第19号)では、県内の水源林でも被害がありました。県では、倒木などの被害木の整理のほか、木製の土留柵を設置するなど復旧を進めており、このように適正に管理されている森林は面積から除外しません。</p> <p>整備後、森林の態様に変化が生じ、適切な管理がされていないことが確認された場合は、当該森林は面積から除外することとなります。</p>
149	4	<p>適切に管理された山林について、県などが間伐などした後、所有者と協定を結んでいるようだが、具体的にどのような協定か。</p> <p>次の点を協定で締結していることを望むが、守られているのか。</p> <p>(1) 対象地の外国人への売却禁止</p> <p>(2) 対象地の開発等、転用による土地利用の禁止(規定されている場合は、その期間)</p> <p>(3) 倒木、枯失が発生した場合の除却(規定されている場合は、その期間)</p>	オ	<p>県民の皆様に良質な水を安定的に提供するため、県は森林所有者から借り受けて水源林を整備する協定を締結しています。</p> <p>県と所有者間で協定を結ぶ際、協定林返還後5年間は転用や皆伐等を実施しないことや協定期間中に賃借権や地上権の設定を禁ずること、さらに、所有権を移転する場合には、あらかじめ県の同意を得なければならないこと等を確認しています。</p> <p>なお、協定期間中に倒木、枯失が発生した場合は県が処理します。</p>

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
150	4	<p>昨年の台風では、県内でも相模原の山側とかで大きな被害が出たようだが、あのような土砂崩れが起きる場所は、山林が適切に管理されていないということか。</p> <p>適切に管理されているという水源林であっても、倒木被害は出そうな気がするが、どうなのか。</p> <p>仮に倒木やら土砂崩れやらが、適切に管理されている水源林で起こったとしたら、その場合は土地の所有者が適切な状態に復元するという事になっているのか。</p>	オ	<p>間伐等の森林整備は、森林内に光を入れることにより、木の幹だけではなく、根の発達も促進します。根の状態が良好であれば、その根が土壌をしっかりと押さえ、斜面の崩壊を抑制する効果があります。</p> <p>しかし、令和元年東日本台風（台風第19号）のような大量の雨が短時間に降った場合には、樹木の根の張る深さのさらに深い箇所にある土砂が流れることになるので、こうした災害に対する防止機能には限界があります。</p> <p>令和元年東日本台風では、水源林でも被害がりましたが、県では、倒木などの被害木の整理、木製の土留柵を設置するなど復旧を進めているほか、こうした整備を対象に補助金を交付するなど支援を行っています。</p>
151	4	<p>毎年宮ヶ瀬湖で24時間耐久マラソンが開かれているが、中止してほしい。水辺のため病原菌を媒介する蚊が発生しやすい。</p> <p>自然公園内で法令規制があることも承知で住んでいるのに、自然公園にあるまじき乱痴気騒ぎをして、更には感染症の発生源になりかねないイベントが毎年開催される。</p> <p>自然公園らしい運用をしてほしいし、地域住民の健康被害が懸念されるような不要不急のイベントは止めてほしい。</p>	オ	<p>「自然公園法」は、優れた自然の風景地の風致を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的としています。</p> <p>宮ヶ瀬湖畔園地は、県民の皆様に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の皆様の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設として設置しています。</p> <p>園地内で行われるイベントについても、参加者が自然に触れる良い機会となり、利用の増進や地域の活性化につながる面もあると認識していますが、他の自然公園利用者や地域住民の方の迷惑となるような行為があった場合は、必要な指導を行ってまいります。</p>
152	4	<p>宮ヶ瀬ダムの周りは一部が自然公園になっているが、電飾を付けたり、時としては深夜まで大騒ぎをしていて、指定管理者による管理体制は「これで自然公園か」と目を疑いたくなる。</p> <p>自然公園地区は、法令によって数々の制限を受けているはずなので、自然公園区域内にふさわしくない運営をしている指定管理者をきちんと指導してもらいたい。</p> <p>それができないならば、宮ヶ瀬ダムの周辺はすべて都市公園にし、一部だけ自然公園にしている現行の区域指定を改めるべきだと思う。</p>	オ	<p>「自然公園法」は、優れた自然の風景地の風致を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的としています。</p> <p>宮ヶ瀬湖畔園地は、県民の皆様に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の皆様の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設として設置しています。</p> <p>園地内で行われるイベントについても、参加者が自然に触れる良い機会となり、利用の増進や地域の活性化につながる面もあると認識していますが、他の自然公園利用者や地域住民の方の迷惑となるような行為があった場合は、必要な指導を行ってまいります。</p>
153	4	<p>環境指標にある「丹沢山地における林床植生の状況」は、データの示し方が恣意的である。植被率が回復したところしか示さないのでは、政策効果の判断基準として不適当だと思う。</p> <p>「10%以上の増加が認められる調査地点数」としているのも不適当で、シンプルに0ベースで増減地点をそれぞれ示すべきである。</p> <p>指標自体を見直すのは、計画の見直しのときでないと無理かもしれないが、データの出典と「10%」の設定の理由について、説明してほしい。</p>	ウ	<p>データは、2003年度に策定した「ニホンジカ保護管理計画」のなかで、56地点の植生保護柵の内外で5年ごとに調査しているものです（2017年度から72地点に増）。その定点調査では、植被率の他に樹木稚樹やササの高さ、出現種とその被度も記録しています。このようにシカの計画では複数の指標を用いて植生回復の状態を評価できるようにしているところですが、「神奈川県環境基本計画」では、そのうち広域で評価可能でかつ最も早く反応する植被率を指標としました。</p> <p>10%の設定は、10%以上の変化であれば測定誤差を排除できると考えたものです。この指標と10%の設定は2015年度末に環境審議会委員の意見も参考にして選択したものです。</p>
154	4	<p>指標の「丹沢山地における林床植生の状況」は、指標として役に立っていない。カウントするのが増加した個所だけで、減少した個所をカウントしないのがおかしく、「10%以上」などという設定も説明がつかず恣意的である。指標ならば基準値は0%でよく、恣意的な数値設定をするのであれば、指標ではなく目標とすべきである。</p> <p>この提案に対しては、毎年対象とする個所が異なることをもって反論されそうだが、他にも毎年対象が異なるが目標を設定している項目がある。</p> <p>引き続き指標とするのであれば、元の資料から対象個所の数値をそのまま転載するべきで、それも嫌であれば、「10%以上」という説明のつかない選定はやめて、単純に増加した個所と、減少した個所の数値にすべきだ。</p> <p>このデータは目的税まで投入している水源環境保全の指標として有用なので、これまでのような、恣意的で不合理な載せ方は許されない。</p> <p>計画の見直しの際には改善を求める。</p>	ウ	<p>データは、2003年度に策定した「ニホンジカ保護管理計画」のなかで、56地点の植生保護柵の内外で5年ごとに調査しているものです（2017年度から72地点に増）。その定点調査では、植被率の他に樹木稚樹やササの高さ、出現種とその被度も記録しています。このようにシカの計画では複数の指標を用いて植生回復の状態を評価できるようにしているところですが、「神奈川県環境基本計画」では、そのうち広域で評価可能でかつ最も早く反応する植被率を指標としました。</p> <p>10%の設定は、10%以上の変化であれば測定誤差を排除できると考えたものです。この指標と10%の設定は2015年度末に環境審議会委員の意見も参考にして選択したものです。</p>

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
155	5	騒音について、大音量で音楽を流す行為や、大きな音を立てて走るバイクなどに対し、行政では何か対応できないのか。 警察に相談しても、民間同士の問題であるとかでなかなか取り合ってくれない。 こうした問題を解決するための手段として、条例等で規制できないか、検討してほしい。	ア	宣伝の目的で拡声機を用いて音楽を流す場合は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく使用時間や音量等を遵守することとしています。 また、事業所内で音楽を流している場合は、当該事業所の敷地境界において、同条例に基づき騒音に関する規制基準を遵守することとしています。
			エ	大きな音を立てて走るバイクなどについては、「道路運送車両法」に規定のある道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」）において、騒音規制などについて定められており、基準に適合しない場合、公道を走行してはならないこととなっています。 また、「道路交通法」においても、保安基準に適合しないような整備不良車両の運転や、正当な理由がなく著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を発生するような運転、保安基準に定める消音器を設置しないバイクの運転を禁止しています。 このように、バイクなどの騒音については、既に法に基づく規制がありますので、条例制定による規制は考えていません。
156	5	河川の類型指定に用いる数値を環境基本計画に取り込んで、改善状況を目標数値に設定してはいかかか。 水源である湖や川の数値ではなく、東京や千葉からも流れ込んでくる東京湾の数値を目標とするのは、納得できない。 河川の類型を変更するような調査をしているなら、その数値を使うべきだと思う。	イ	東京湾の水質は、中長期的には緩やかな改善の傾向が見られるものの、富栄養化に伴う赤潮の発生などの問題があることから、現計画では東京湾流域に排水を排出する自治体として汚濁負荷量の削減を重点施策とし、数値目標を設定しています。 御意見については、県内の水環境の状況を踏まえ、計画見直しの際の参考とさせていただきます。
157	5	水環境保全対策の推進の目標として、東京湾での汚濁負荷量を採用しているが、東京湾には、東京や千葉の水も流れ込んでいて、県の計画の目標とするのは不適当だと思う。 水質汚濁に係る環境基準としては、河川や湖沼の類型指定の見直しに用いる数値があったはずで、県でもそれを用いた見直し作業を行っているため、それらを目標数値として用いるべきではないか。	イ	東京湾の水質は、中長期的には緩やかな改善の傾向が見られるものの、富栄養化に伴う赤潮の発生などの問題があることから、現計画では東京湾流域に排水を排出する自治体として汚濁負荷量の削減を重点施策とし、数値目標を設定しています。 御意見については、県内の水環境の状況を踏まえ、計画見直しの際の参考とさせていただきます。
158	5	東京湾の水質を重点施策の目標に掲げている。報告書を読む限りだと、そこまで悪くないように思えるが、そもそも東京湾は神奈川県だけでなく、東京や千葉からも流れ込んでくるわけで、県の環境基本計画の目標とするには不適当だと思う。 県内の川の河口付近とか、そのような場所だと水質を検証できないのか。計画の見直しに当たってはぜひ検討していただきたい。	イ	東京湾の水質は、中長期的には緩やかな改善の傾向が見られるものの、富栄養化に伴う赤潮の発生などの問題があることから、現計画では東京湾流域に排水を排出する自治体として汚濁負荷量の削減を重点施策とし、数値目標を設定しています。 御意見については、県内の水環境の状況を踏まえ、計画見直しの際の参考とさせていただきます。
159	5	米軍機の厚木基地から岩国基地への移駐が実現したが、代わりにオスプレイが飛び回っている。 厚木基地周辺は人口密集地で、そもそも移駐された機数は限定されていて、周辺自治体の騒音被害はまだまだ続いている。 県での取組には限界もあるだろうが、実態把握と将来的な基地の撤去に向けて取り組んでほしい。	オ	御意見については、基地対策を所管する基地対策課に情報提供しました。
160	5	マイカーから公共交通機関への転換について、ルクセンブルクで3月1日以降、国内の電車やバスなど全ての公共交通機関が無料となった。渋滞の緩和と環境対策の促進につながる。また、以前、熊本県内全域で実施された「県内バス・電車無料の日」の取組では、公共交通の利用者は2.5倍増、市街地の渋滞長は半減するとの結果になった。1世帯あたり月1,000円負担すれば、通年の実施も可能という試算も出ている。公共交通機関をしっかりと位置付けてほしい。	オ	御意見については、公共交通機関に関する事業を所管する交通企画課に情報提供しました。
161	6	環境基本計画では人材育成のめざす姿として「すべての県民が、学校や地域において環境に関する十分な知識を得る機会を持ち、その結果、自ら環境のことを考え、行動し、協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加していることをめざします。」とあるが、グレタ・トゥーンベリ氏などは、まさにこの典型のように思える。 神奈川県では県民が彼女のように政府や企業を糾弾するようになればよいと考えているのか。	オ	県としては、特定の個人の活動について判断する立場にはありませんが、環境基本計画において目指している「すべての県民が自ら環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加している」姿に向けて、引き続き取組を進めてまいります。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
162	6	<p>神奈川のチカラの部分の数値目標は、エコ10宣言の宣言者数ではなく、県民意見を活用した方がよいのではないか。</p> <p>寄せられた意見数のうち、計画に反映された意見数と、意見全体に占める割合を目標数値にするといった方法が考えられる。</p> <p>現状では県民意見が、計画の埒外のような位置付けだが、計画の中に有効に位置付けたほうがよい。</p> <p>エコ10は宣言しただけでは役に立つかどうか分からない一方で、県民意見を出す人は、環境問題を意識して、県に意見するという行動までつなげているわけで、計画に示す「自ら考え行動する」人たちを測る指標として、相応しい。</p>	オ	<p>「マイエコ10(てん)宣言」は、一人ひとりが「環境にやさしい暮らし方」を宣言し実践するもので、日々の生活の中で地球環境問題を自分のこととして考え、行動していただくことを目的としていることから、宣言者数を環境指標として採用しています。</p> <p>なお、県民の皆様からの御意見については、計画の見直しを検討する際などに、参考にさせていただきます。</p>
163	6	<p>マイエコ10宣言の宣言者数は、306,099人と細かく集計しているが、重複などはないのか。</p> <p>重複があっても構わず集計しているのだとすると、この公表されている数字は延べ人数ありの上げ底で、数字が増えたことで意味がないように思う。計画の実績を測る数値としては不相当ではないか。</p>	オ	<p>「マイエコ10(てん)宣言」は、生活環境の変化によって取り組む内容が変わることが想定されることなどから、複数回宣言することを妨げていません。</p> <p>目標値については、こうしたことを踏まえた上で、これまでの実績から設定しています。</p>
164	6	<p>報告書の環境審議会の検証に「環境学習やマイエコ10(てん)宣言といった普及啓発に関する取組の成果としては、単に参加者数が増加すればよいわけではありません。」とあり、「取組強化の一環として、まずは県が率先して自主的な取組を進めていくことを期待します。」とある。</p> <p>この意見に対し、県としての具体策を示していただきたい。</p>	ア	<p>県では、環境マネジメントシステムに係る取組や県有施設における使用電力の再生可能エネルギー100%化を目指した取組など環境に配慮した事業活動を行っています。</p>
165	6	<p>マイエコ10(てん)宣言の「プラごみゼロ宣言バージョン」について、宣言者数を把握し、宣言の効果と県が行う取組について示すべきだ。</p>	オ	<p>「マイエコ10(てん)宣言」の「プラごみゼロ宣言バージョン」の2018年度の宣言者数は51,105人です。</p> <p>「プラごみゼロ宣言バージョン」も、従来のマイエコ10(てん)宣言と同様、一人ひとりが「環境にやさしい暮らし方」を宣言し実践するもので、特にプラスチックによる海洋汚染問題を自分のこととして考え、行動していただくことを目的としています。</p>
166	6	<p>環境学習・教育は義務教育、学校でこそ推進すべきである。学校教育の中で、環境教育・温暖化についての学習時間を教えてほしい。</p> <p>教育委員会と連携し、環境教育の時間を増加させ、生徒の理解度も把握すべきである。</p>	イ	<p>各学校では、各科目や総合的な学習の時間等において、環境教育を実施しています。</p> <p>環境教育は、「10年後のめざす姿」に掲げる、積極的に環境保全活動に参加する人材を育成するために重要であることから、御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。</p>
167	6	<p>環境教育については、企業やNPO任せにするのではなく、県の教育関係部署が責任を持ち、明確な科学的根拠に基づいた教育を小中高教育の必須項目として定期的実施すること。</p>	ウ	<p>環境教育については、総合的な学習の時間や各科目の中で行うこととしていますが、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
168	6	<p>庁舎等の延べ床面積当たりの電力使用量の削減に係る数値は、何を基準として削減しているのか。出典や定義を示すべきだ。</p> <p>また、2017年度の報告書では、36.9kWh/m2となっていたのに、2018年度の報告書では前年度実績が38.3kWh/m2になっており、不整合ではないか。</p>	オ	<p>「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」の中間目標として、庁舎等の延べ床面積当たりの電力使用量等を2013年度を基準に2021年度までに8%程度にすることとしています。</p> <p>また、2017年度実績については、延べ床面積の修正があったため、2018年度の報告書で2017年度実績値を修正しています。</p>
169	6	<p>環境指標として採用しているISOの加入企業数は右肩下がりの傾向が顕著である。環境指標は政策効果を測るためのものだそうだが、この指標に基づく判断が今回の報告では全く無視されているように感じる。</p> <p>指標として採用した以上、こうした結果をきちんと分析した上で、反省すべき点を素直に反省していただきたい。</p>	ア	<p>環境指標は、毎年の施策の進捗状況を評価する際の参考データとして活用しています。</p> <p>本報告書における県による自己評価及び環境審議会による評価は、重点施策の進捗状況や各施策の取組状況など、環境指標以外の実績も踏まえ、総合的に判断しています。</p>
170	6	<p>環境指標の「ISO14001及びエコアクション21などの環境マネジメントシステム認証取得事業所数」は、惨たんたる結果だ。</p> <p>もっとマシな指標がいくつもあつたであろうに、向上が見込めない指標を採用している。</p> <p>環境指標はきちんと吟味して、選定し直した方がよい。</p>	イ	<p>御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。</p>
171	6	<p>環境指標の「ISO14001及びエコアクション21などの環境マネジメントシステム認証取得事業所数」は毎年極端な右肩下がりがだが、これは、どの政策の効果を測るもので、このような結果になっているのは、取組の何が間違っているのか。</p>	オ	<p>環境指標は、「10年後のめざす姿」にどれだけ近付いたかを計る目安として用いるとともに、毎年度の施策の進捗状況を評価する際の参考データとするものであり、特定の政策の効果を測るものではありません。</p>

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
172	7	夏場にオリンピックをするのは馬鹿なことだと思ふ。 マラソンや競歩が札幌開催となり、結局、国やそれを追認する県の考え方が、まるで配慮が足りないことを示したといえる。本来なら環境に配慮して自分たちで時期なり場所なりを検討すべきだ。 今回のオリンピックは、環境に配慮したコンパクト五輪という触れ込みなのに、どんどん開催区域を広げ、神奈川県もその尻馬に乗っている。 行政の本音は、環境より金儲けの方が必要だというのだろう。	オ	東京2020大会組織委員会は、「Be better, together/より良い未来へ、ともに進もう」をコンセプトとした持続可能性に配慮した運営計画を策定し、国連の持続可能な開発目標に貢献していくことを掲げて活動しており、これらの取組は、東京都及び神奈川県のみだけでなく、世界の未来にとって重要なレガシーとなると考えています。 県は、東京都の会場見直し計画が表明されたことに伴い、セーリング競技の江の島開催を誘致しました。これにより、湘南港の既存施設を最大限に活用して実施できるため、結果的には、東京都でセーリング競技会場を新設するより、はるかに環境に配慮した運営が可能となったものと考えています。
173	7	「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」や「気候非常事態宣言」についての記述が見当たらなかったが、特にアピールすべきことではないか。また、「気候非常事態宣言」についても同様で、参考資料としてすらついていないのには違和感を覚えた。この2つについては、神奈川県を高く評価しているので、よろしく願いたい。	イ	本報告書は、環境基本計画に位置付けた2018（平成30）年度の施策の進捗状況について、県による自己評価と神奈川県環境審議会の検証を受けた結果を取りまとめたものとなっています。御意見については、2019（令和元）年度の報告書の作成に当たり、参考にさせていただきます。
174	7	県では「ペットのいのち輝く神奈川」をうたっており、ランドデザインでは、この取組について「自然」の項目に入れているが、環境基本計画でペットの保護について触れていないのは不相当である。 きちんと目標を立てて取り組むべきだ。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
175	7	「ペットのいのちも輝く神奈川」の取組の背景の一つに、動物愛護法の改正があるのだろうが、法律の改正は、飼い主に動物を最後まで責任持って面倒見るように求めることが目的で、命の尊厳といった問題ではないはずだ。 ペットの売買を登録制にした上で、出生時の届出を義務付ければ、登録のない動物を殺処分している現状についても、合理的に説明できると考える。説明のつかないことをするのはなく、根拠と必要性に基づいた対応をとるべきだ。	オ	御意見については、ペットの管理について所管する生活衛生課に情報提供しました。
176	7	政府広報でネコの飼い方のマナーについて普及啓発していることや、行政が熱心に野犬狩りなどをしてくれたおかげで県内で野良犬を見ることもなくなったのは、良いことだと思う。 一方、今の神奈川県はペットを殺すな、ペットは家族の一員などと言い、無責任なペット業者や飼い主の後始末をするばかりで、その結果、野良猫が増殖して、回収用に出しているゴミ収取袋を破いたり、ところかまわず糞尿をしたり、被害は深刻である。 野良猫狩りをするのは動物愛護法等の関係で難しいだろうが、放し飼いを禁止するなどの法的整備もきちんと検討してほしい。	オ	御意見については、ペットの管理について所管する生活衛生課に情報提供しました。
177	7	神奈川県では、公共空間でのタバコの喫煙を防止する条例を制定しており、これは喫煙行為を公害と判断してのものだ。 それにも関わらず、環境基本計画には、この受動喫煙の防止を大気環境保全にも、生活環境保全にも盛り込んでいない。 2020年は改正健康増進法の施行、オリンピックの開催など受動喫煙をなくすための取組を進めるべき条件も背景も整っている。ぜひ積極的な取組を行うべきである。 また、計画の見直しにあたっては、受動喫煙防止に関する取り組みを組み込んで目標を設定し、環境指標により成果を測る仕組みを整えるべきである。	エ	受動喫煙対策については、国において「健康増進法」で対応が図られていることから、県においても環境問題として「神奈川県環境基本計画」に位置付けるべきものとは考えていません。
178	7	神奈川県では、タバコの副流煙の問題を健康問題に置き換えているが、市町村が設定している路上喫煙防止などは、環境問題ではなく環境問題としてタバコの喫煙対策が考えられている。 計画の見直しでは、この点はぜひ改めていただきたい。	エ	受動喫煙対策については、国において「健康増進法」で対応が図られていることから、県においても環境問題として「神奈川県環境基本計画」に位置付けるべきものとは考えていません。
179	7	昨年の県民意見募集でも、生活環境保全条例に係る県民意見募集でも、この問題を環境問題と捉えての意見が一定数あったが、回答は「受動喫煙防止条例を所管している部局で対応します。」というスタンスであった。 タバコの受動喫煙は生活環境を含む環境に影響を与えていることは明らかだろう。喫煙により非喫煙者が害を受ける状況が存在する以上、それは環境問題のはずだ。 環境基本計画でこれを対象外する理由があるなら、その判断根拠を説明していただきたい。	エ	受動喫煙対策については、国において「健康増進法」で対応が図られていることから、県においても環境問題として「神奈川県環境基本計画」に位置付けるべきものとは考えていません。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
180	7	空き家はごみの不法投棄や有害生物が棲みついたりするなど、生活環境保全上における様々なリスクの元となっている。 市町村と連携すれば実態の把握は可能だと思うので、解体や有効活用などの方法を検討し、必要であれば条例の立案等により強制執行の方法を確立していくべきだろう。	オ	御意見については、空き家対策を所管する住宅計画課に情報提供しました。
181	7	交通関係ソフト施策実施事例集は県内のどこでもすでに実施しているような似通った施策ばかりであり、温暖化に対する効果も記載されていない。事例範囲を全国に広げ、CO2削減効果も記載した方がいい。	オ	御意見については、当該事例集を所管する交通企画課に情報提供しました。
182	7	昨年度の意見募集における回答で「所管部局に情報提供した」というものがいくつもあったが、神奈川県では環境基本条例により、環境に影響を与えるあらゆる施策は調整されるようになってはいるはずだ。 明らかに環境に影響するような意見に対しては、単なる情報提供ではなく、県としてどのように調整したのか考えを示すべきだろう。 オリンピックのような大規模イベント時に、ゴミ箱を封鎖するような措置は、プラゴミなどが散乱する元となるので、やめるべきだ。どのような工夫を考えているのかきちんと説明せよ。	オ	県では、「神奈川県環境基本条例」に基づき「神奈川県環境基本計画」を策定し、その基本目標である「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の達成に向けて取組を進めています。 また、オリンピックについては、東京2020大会組織委員会は、「Be better, together/より良い未来へ、ともに進もう」をコンセプトとした持続可能性に配慮した運営計画を策定し、国連の持続可能な開発目標に貢献していくことを掲げて活動しており、環境への配慮もその中に位置付けられています。 最寄り駅から競技会場までのルート上におけるゴミ処理については、そうした視点に配慮しながら、組織委員会等関係機関と連携し、検討を進めています。
183	7	昨年度の県民意見募集における回答で「～情報提供した」というものがいくつもあったが、環境基本条例では、環境に影響を及ぼす全ての施策の策定と実施にあたって、環境基本計画との整合を果たさなければならぬとされているのだから、情報提供した部局がどのような考え方で対応しているのか回答すべきだろう。 特に次の2点について知りたい。 (1) 昨年度の意見No. 203「タバコ対策を環境基本計画へ盛り込むべきだ」について、受動喫煙防止条例の所管部局ではなく、環境基本計画所管部局の判断を知りたい。 (2) オリンピック開催時のゴミ箱を撤去しないで欲しいという意見 (No. 205～No. 206) に対しては、結局どう対応するよう調整しているのか、環境基本計画の所管部局として、環境基本条例に基づいてどのように整合させたのか、その結果を教えてください。	オ	受動喫煙対策については、国においても「健康増進法」で対応が図られていることから、県においても環境問題として「神奈川県環境基本計画」に位置付けるべきものとは考えていません。 また、オリンピックについては、東京2020大会組織委員会は、「Be better, together/より良い未来へ、ともに進もう」をコンセプトとした持続可能性に配慮した運営計画を策定し、国連の持続可能な開発目標に貢献していくことを掲げて活動しており、環境への配慮もその中に位置付けられています。 最寄り駅から競技会場までのルート上におけるゴミ処理については、そうした視点に配慮しながら、組織委員会等関係機関と連携し、検討を進めています。
184	7	オリンピックのゴミの処理はどうするのか。 イベントがあると、公共機関やコンビニエンスストアなどに普段備えられているゴミ箱までが撤去されることがあるので、街中にゴミがあふれかえってしまうのではないかと心配している。 発生するごみについて来日する外国の方に持ち帰らせるのか、そうしないならば、どのように処理させるのか、具体的に教えてください。	ウ	東京2020大会組織委員会は、「Be better, together/より良い未来へ、ともに進もう」をコンセプトとした持続可能性に配慮した運営計画を策定し、国連の持続可能な開発目標に貢献していくことを掲げて活動しており、環境への配慮もその中に位置付けられています。 最寄り駅から競技会場までのルート上におけるゴミ処理については、そうした視点に配慮しながら、組織委員会等関係機関と連携し、検討を進めています。
185	7	オリンピックのゴミ処理について、東京都では分別ボックスを会場に設け、分別ナビゲーターなるものを設けて、分別を促すとしているが、神奈川県ではどのような対策を想定しているのか。	ウ	大会期間中の競技会場等におけるゴミ処理については、東京2020大会組織委員会が主体となって対応するものであり、県として分別ナビゲーターの設置は現在検討していませんが、組織委員会等関係機関と連携し、ゴミの適切な処理を観客に呼びかける等の対策を検討しています。
186	7	今年のオリパラで、東京都は会場に分別回収ボックスを設置し、分別ナビゲーターが分別を促す制度を設けたそうですが、神奈川県でも同様な対応をとるのか。 この対策自体はよいことだと思うが、こうした対策をとるのがイベントの開催期間だけというのは、納得がいかない。その後も設置しておくべきだ。	ウ	大会期間中の競技会場等におけるゴミ処理については、東京2020大会組織委員会が主体となって対応するものであり、県として分別ナビゲーターの設置は現在検討していませんが、組織委員会等関係機関と連携し、ゴミの適切な処理を観客に呼びかける等の対策を検討しています。 大会後の対応に関する御意見は、今後の参考にさせていただきます。
187	7	公的機関の建物内が全面禁煙になったが、屋外では屋根も仕切りもない空間が、喫煙所として指定されており、不適切だ。 タバコの問題は健康政策ではなく、環境政策と考えるので、環境問題として回答してほしい。	オ	受動喫煙対策については、国において「健康増進法」で対応が図られていることから、県においても環境問題として「神奈川県環境基本計画」に位置付けるべきものとは考えていません。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
188	7	環境基本計画について(ページ番号は、環境基本計画のもの) ・第1章 6ページ (4) 基本目標 「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」 地球を守るとかだけでなく、人間と生物を含む「いのち」という言葉を使ったのはとても良い。 ・7ページ 2 施策の基本的な方向 各教育機関への働きかけ(必須科目化)も入れてほしい。	イ	御意見については、今後、計画の見直しを検討していく上で参考にさせていただきます。
189	7	環境基本計画について(ページ番号は、環境基本計画のもの) <地球温暖化> ・8ページ (1) これまでの取組・現状・課題 「2020(平成32)年の県内の温室効果ガスの総排出量を、1990(平成2)年比で25%削減」しかし、「1990(平成2)年度注」と比較して4.6%増加しています。」これにもっと危機意識を示すべき。 ・9ページ (2) 10年後のめざす姿等 パリ協定で日本は確か27%減といったと思うが、県の宣言で2050年までにCO2排出量ゼロを言っている以上、2030年には排出量を50%減という目標が必要だと思う。「今世紀後半」という言い方は曖昧で良くない。 ・9ページ (3) 施策の方向 温室効果ガスとしてCO2の25倍の影響がある肉食(特に牛肉)について、食生活の改善(菜食メインへのシフト。代替肉の啓発も必要)も県民に周知するべき。食材の地産地消による輸送コスト削減もある。学校給食などで進めると効果は高いと思う。公共交通機関の利用を推進するために実施企業を応援する仕組みもあれば良い。エネルギーのみならず、生活の各所から温暖化を防止する取組が必要。	ウ	「神奈川県環境基本計画」に関連する環境分野の基幹的計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」では、「10年後のめざす姿」を踏まえて、2030年度の温室効果ガスの削減目標(2013年度比で27%削減)を定めており、2050年の脱炭素社会実現に向けて、まずはこの目標の達成を目指しています。 食料等の地産地消や公共交通機関の利用については、「マイエコ10(てん)宣言」の行動メニューにも取り上げていますので、引き続き「マイエコ10(てん)宣言」の普及を通じて周知してまいります。
190	7	環境基本計画について(ページ番号は、環境基本計画のもの) <資源循環> ・10ページ (1) これまでの取組・現状・課題 資源化率の最も高い鎌倉市52.0%とワーストの箱根市5.9%では40%以上の開きがある。各市町村に、この違いは何なのか、どうすれば資源化率をあげられるのかの通達を出してほしい。廃棄物の量についても、座間市720g/日・人と箱根町4027g/日・人では大違いだ。県内市町村で連携を取るよう調整し、切磋琢磨していくべきではないか。 ・10、29ページ リサイクル率98%という数字を出している産廃業者が埼玉県にある。県内産廃業者にも研修の機会を与えてはどうか。また、容器包装以外のプラスチック製品は燃えるゴミとして出している自治体があるが、これをリサイクルできる処分場が県内にあれば良い。	ウ	一般廃棄物については、市町村が地域の実情に応じてその処理を行うものですが、県では、資源循環を推進するため、ごみ処理広域化推進会議を設置するなど、市町村連携して取組を進めています。 産業廃棄物については、排出量の多い事業者を対象に自主的な3Rの取組を促進したほか、公益社団法人産業資源循環協会と連携して、廃プラスチックなどの循環の利用を促進するための検討を行っています。
191	7	環境基本計画について(ページ番号は、環境基本計画のもの) <自然環境> ・12ページ、14ページ 農薬のせい(特にネオニコチノイド系)で最重要生物であるミツバチを始め生態系が壊れていることに対する記述がない。<生活環境>の項にはあるが、自然環境の項目にも入れるべき。日本は世界でも農薬規制が緩すぎる。農薬へのより積極的な規制を盛り込むことを願う。 また、田んぼに棲む生き物は、冬に水を張ったままにしていると生き続けることができる。農業者そして水源管理者へそうした配慮の周知もしてほしい。	ウ	環境保全型農業は自然環境の分野にも貢献しており、「神奈川県環境基本計画」の基幹的計画である「かながわ生物多様性計画」では、生物多様性を保全する取組として環境保全型農業を推進することとしています。
192	7	環境基本計画について(ページ番号は、環境基本計画のもの) <生活環境> ・14ページ 「農業における化学合成農薬や化学肥料の使用量については、1996(平成8)年度と比較して、2007(平成19)年以降、30%以上削減しています。」とのことですが、まだ農薬を使った農法が一般的だ。有機農業・自然栽培をより普及させる必要がある。消費者への意識啓発も必要で、農薬のせいで生き物が減り、絶滅しかけていることにもっと注意を払った記述をお願いする。	イ	有機農業を含む環境保全型農業は、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の軽減と、より安全な農産物生産に配慮した持続的な農業であることから、県でも推進しています。 消費者理解の促進については、国等と連携しながら取り組むとともに、御意見については、計画の見直しの際に県の取組がわかりやすくなるよう、記述を検討します。

No.	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
193	7	<p>環境基本計画について(ページ番号は、環境基本計画のもの) <人材・技術> ・16、17ページ 「環境学習や環境教育に引き続き取り組んでいくことが必要であり、特に次世代を担う若年層に対しての環境教育は重要です」は、そのとおりだ。ドイツなどのように、小中高大学でなく「必修科目」とするべき。未来世代の存亡がかかっているのだから、知らせないで放置するのは不誠実で無責任なことだ。 県民一人ひとりの取組については、県内各地で行われる環境啓発のイベントについて、積極的に後援・広報をしてほしい。補助金などを検討されるとなお良い。</p>	ウ	<p>環境教育については、総合的な学習の時間や各科目の中で行うこととしていますが、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。 また、環境関連イベントについては、引き続き、積極的な後援・広報を行ってまいります。</p>
194	7	<p>環境基本計画について 3 具体的な施策展開 (1) 持続可能な社会の形成 ア 地球温暖化への対応 ・22ページ 今後の課題と取り組み 多くの対応と報道が必要なのが地球温暖化だ。英ガーディアン紙では、もう後戻りできない臨界点まであと1年足らずだとされている。もっと県の広報の最重要科目として、トップ記事、毎号の記事にするべき。県民全員が7%の生活(温室効果ガス排出量)を見直すだけで、解決は可能ともいわれている。 ・25ページ 小水力発電は、特に積極的に進めてほしい。日本は、再生可能エネルギー資源は世界有数といわれる資源大国なので、頑張してほしい。 ・27ページ 神奈川リサイクル製品、リユースショップについてももっと宣伝すべき。エシカル消費の推進につながる。 ・58ページ マイエコ10宣言は、全小中高大学で配布回収するべき。市町村庁舎にも設置するべき。</p>	ウ	<p>県としては、引き続き、効果的な広報手段を検討し、県民や事業者等の皆様が、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めていただき、また温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいただけるよう、積極的に普及啓発に取り組んでまいります。 小水力発電については、県で実施した実証実験による売電事業や維持管理におけるトラブル・対処法についてのノウハウをホームページ上で公表するなど、普及に向けた情報提供を行っています。今後も準用河川等の河川管理者である市町村とも連携しつつ、普及に努めてまいります。 エシカル消費の推進のために、今後もリサイクル認定制度やリユースショップの取組を進めていくとともに普及啓発を進めてまいります。 「マイエコ10(てん)宣言」については、現在、ホームページに掲載するほか、県内の環境イベントなどで配布・回収し、普及啓発に努めているところですが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
195	7	<p>環境基本計画について ・全体的に数値目標がないので、具体的な対策とは言えない。2050年に排出ゼロにするためには数値目標が必須だ。 ・平成30年に環境省から「あと21年で日本全国のゴミの埋め立て場が満杯になり、ゴミを埋め立てできなくなる」という発表があったそうだ。それを知っている人がどれだけいるか。 ・環境問題全般で、広報をやらなさすぎだ。私たちはもっと知り、生活習慣をみんなで変えていくことが大きな力になる。エンパワーメントしあえるような場を行政が作ることも重要だ。</p>	ウ	<p>「神奈川県環境基本計画」に関連する環境分野の基幹的計画である「神奈川県地球温暖化対策計画」では、「10年後のめざす姿」を踏まえて、2030年度の温室効果ガスの削減目標(2013年度比で27%削減)を定めており、2050年の脱炭素社会実現に向けて、まずはこの目標の達成を目指しています。 また、ごみの処理については、少しでも多くのごみをリサイクルしていくため、2020年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」に基づき、県民、事業者や企業などへの情報提供を行ってまいります。 環境問題に関する広報については、より多くの方が環境問題を自分事として捉え、主体的に行動し、積極的に環境保全活動に参加していただけるよう、効果的な広報手段を検討し、積極的な普及啓発に取り組んでまいります。</p>